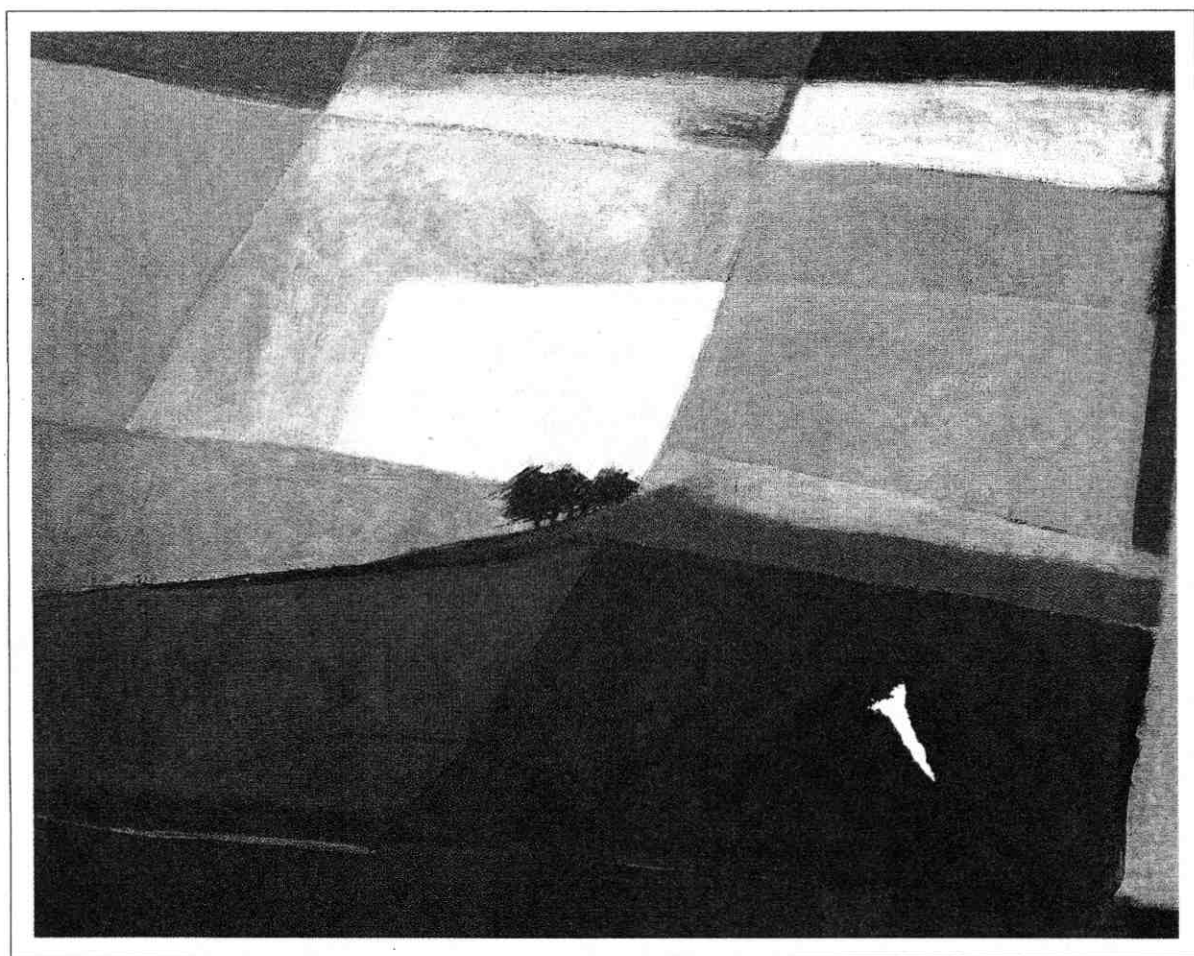
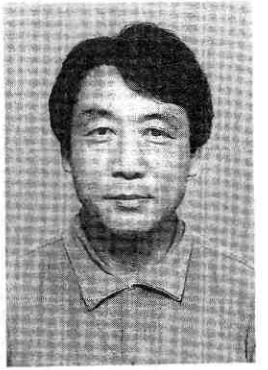


国民と森林

2004年・秋季
第 90 号



国民森林会議



山田 純
(本会議常任幹事)

林業の再建と利用デザインの本来化

農山村で育った方なら「手に職をつける」ことが、ともすれば「出る杭は打たれる」村社会で、個人的な自由を手に入れるほば唯一の方法だったことをご存知だと思ふ。徒弟から修行を続けて、職人社会の中で秀でるまでにはなかなかの苦労が伴うが、それだけに若者は憧憬のまなざしで職人を見ていたものであった。しかし、そのように、かつては自由の家徳だった職人が今日では、おしなべて「下職」という立場に甘んじている。

先日、東京練馬の左官で、腕のよさと仕上がりの美しさで評判の小沼充氏にお会いした際、手間もかかり扱いも難しい土に取り組むようになった理由を尋ねた。すると、代々左官屋で、下職のイメージは固定観念となって刻み込まれていたが、転機は「関東に榎本あり」とうたわれる榎本新吉氏との出会いだったという。氏はべらんめえ口調で挑むように東京大学の学生たちに講義をし、大手メーカーや有名建築家にさえ指示をしていた。度肝を

抜かれたというのである。ともあれ天然素材の土に専念することが、顧客の支持を得、職人としての立場を守る基礎になっていることが分かる。木にも同じことが言えるだろう。家を作るのは誰かと聞かれて、今日では住まい手と答える人はいない。しかし、かつては間違いなく住まい手を含む村方衆が作り手の中心であり、棟梁と職人は外から村方衆を手伝い、指導をする立場であった。村方は普段は農事や山仕事に動いているが、結や講をよって建築にも通じ、簡単な小屋や倉庫なら粗方はこなせた。他方、職人は、デザイナーの側面ももっていた。「デザインは発注にあり」が、デザイン学の原則だが、このような住まい手と職人の関係があるのなら、住まい手を軸にした家作りが可能であつたらう。現代の家作りはクレームが多い。統計によると、建て主の多くが不満を抱いているという。他方、建築業者を悩ませているのが顧客の迷走である。正式の発注まで半年から一年

近くかかるというのはざらで、中には「かわいい家を建ててほしい」という注文まであるという。林業は、下流とのつながりを意識するようになったが、下流の末端ではこのような事態になっていることを考えなくてはならない。性能評価とか品質保証とかだけではクリアーできないデザイン上の問題が横たわっているのである。

木材生産を軌道に乗せるには、家作りで言えば、デザインの決定関係を重視し、過程のすべてを貫くようにしていく必要がある。デザインは本来的に顧客、デザイナー・職人、素材とのコラボレーションドラマでなければならぬ。また、デザインには間取りから家具、什器へと進む通常の方向とは反対の、一つの家具や什器から出発して似合う家をデザインする双方向性が必要である。しかし、今日のように、本質的には部材メーカーや部材の総合商社でしかないものが、営業力に物を言わせて顧客から注文を取り、支配下の職人

に出すという仕組みでは、協同性や双方向性の原則は実現しない。デザイナーを抱えても、自社部材の使用という要請がある限り、限界がある。顧客から見れば、職人の参加を望むべき繊細な部分が存在しても、部材や素材をそのまま使うことになりやすい。つまり、デザイナーも職人も、ともに顧客と向き合う関係を取り戻さなければならぬのである。

優秀なデザイナーと職人が加わることで、最終的に付加価値は最大化する。質に不安があれば、支払いに躊躇がつかまとうが、ドラマに施主も参加し、こだわりの質の実現が確

信できるならば、支払いは増加する。永続的なもの、共同体のためならもっと支払う。

最近建築の世界で、マンションやビルのリノベーションが増えている。住まい手が高々四〇坪ぐらいの面積に五〇〇万円以上のお金をつぎ込んで、自分流のこだわりの空間を創りなおすというのである。木材使用量の多い板倉構法をうまくデザインして現代建築に取り込む動きも出てきている。家具の世界でも、よいデザイナーと優秀な建具職人がつくると、間伐材の椅子でも、数万円以上の値がついてしかも飛ぶように売れる。これらの中から、

同じく森林をコモンズとしてとらえるのも、山元価格を優先的に決定し下流がそれをむ動きに、下流で生み出した付加価値を山元に積極的に還元する動きが加わる形が出てきた。

大手メーカーなどに市場を支配され、山元がジリ貧になる状況から脱出するには、利用過程でのデザインの本来化と職人たちの復権が欠かせない。木材価格や林業商品像の再建はその後ではないか。すなわち、循環型社会の要諦を担うのは職人たちなのである。

季刊 国民と森林

No.90 2004年秋季号

● 巻頭言	
● 林業の再建と利用デザインの本来化	山田 純 2
● 韓国の林学系高等教育をめぐる諸問題	
-ユニバーサル段階の人材養成と	
就職問題の現状-	菊間 満 4
● 今後の林業事業体と山村社会	
-林業を追求するIターン就業者の声を	
手がかりとして-	垂水 亜紀 13
● 自立を目指すまちづくり	
-北海道奈井江町の事例から-	
	神沼公三郎 17
● 西多摩自然フォーラム	久保田繁男 21
● 林業基本法制定(昭和39年)と中林審	
答申(昭和40年)をめぐる国会質疑と	
労使交渉の経過と背景	木村 武 25
● 本の紹介	
「森林と地球環境保全」	藤森 隆郎 33
小林金三画伯への謝辞	半田 良一 35
切り抜き森林・林政ジャーナル 36
アトランダム雑誌切抜き 38

河岸段丘-初秋 F30号

小林金三(札幌在住)

この号で私の表紙絵は終わります。長いことありがとうございました。

私はこの生真面目な本誌の愛読者の一人でもありました。本道を脇目もふらず歩くこと、それ自体が稀有となりつつある風潮を嘆かずにはおられません、それだけに本誌が今後も基本方針を変えることなく継続されんことを祈るばかりです。

台風18号の影響は大きく、北大もポプラ並木はなぎ倒され、植物園は再起に数十年を要するでしょう。わが家のうらのトド松群も皆滅、ねぐらを失ったカラスが姿を消したあとに、小鳥の訪れが多くなった気配あり。好悪織りなすは、人生のみならず自然界もか。

目次題字 隅谷三喜男

表紙の言葉

韓国の林学系高等教育をめぐる諸問題

— ユニバーサル段階の人材養成と就職問題の現状 —

菊間 満

(山形大学教授)

日韓の共通課題

日本の林学系高等教育(大学)は、環境問題を含む中・長期的な社会的要請の増大とは裏腹に、教育と就職のミスマッチという今日的な就職問題を抱え、教育内容、教育システム、人材養成、大学論などの分野において、事実上即した抜本的な検討と改革が求められている。

小論は、本年、国立大学の法人化を強行した日本と同様に、アメリカ型の大学制度改革が実施され、国立・私立大学併存方式で林学・環境教育が行われている韓国を対象に、大学人教育(教養主義教育)と職業人教育(専門教育・技術教育の国際化)の在り方、卒業・修了生の就職状況などについて検討したものである。

韓国社会と北東アジアの動向は、日本の動向にも強く関連している。その意味で、北東アジア地域の平和を促進する立場、民主的な北東アジア共同体を作る立場から、日韓の学問、教育・研究、大学改革も論じられるべきであり、さら

に林学系高等教育の在り方の検討もそうした視角を踏まえねばならないと筆者は考えている。したがって、今後の北東アジア地域の大学の役割とは、それぞれの国内問題とともに東アジア全体の森林環境問題の解決にあることはいまでもない。北洋材産地であるロシア極東地域の森林資源管理と環境問題の解決にとって、日中韓三国の協力が必要となっている現実には、その一つの例証である。

これまで大学間の交流は、研究の交流に限定され、教育・人材養成・学生の就職の問題などについて、教育を受ける側と学生を受け入れる側の共通の土俵で検討されることは少なかつたように見られる。林学系高等教育機関の卒業生・修了生の就職の状況は、職種を含めて正確な統計は日本と同様に韓国にも見当たらないのが、その一例である。伝統的に職種としてメジャーだったのが公務員職であるのは日韓共通である。しかし、歴史的に見れば、実体的に「官吏養成学校」であったこれまでの林学系高等教育を、

「世界市民」からなる二十一世紀社会にふさわしい「新しい官僚」の養成組織としても再生できるか否かは、両国共通最大の課題であろう。筆者はこの課題を軽視した「フォレストター論」への回帰は、「林業モノロー主義」への回帰であり、地球的規模の資源・環境問題で見ると後退とも考えている。

なお、筆者は、二〇〇二年一〇月末から一月初めにかけて、一週間の短期間であったが訪韓し、関係者からの聞き取り調査を中心とする調査を行い、報告書を取りまとめた(1)。小論はそれを参考にとりまとめたものである。この研究は、二〇〇〇年に筆者が国立大学方式が中心の森林国ルーマニアを対象に現地調査(国立ブラショフ大学林学部)を行い、同二年に筆者などが韓国調査を実施した。同三年には再度ルーマニアを調査し、同四年にその比較研究を踏まえ、完成の予定であった。しかし、山形大学の事情により再度のルーマニア調査は不可能となり、未完成のままとなっている。

そのため、データは当時のものである。民主化を加速化させる韓国社会のその後の変化は大きく(2)、現在ではその時点での判断を再検討せざるを得ないような変化も生まれているが、残念ながら再調査できる状況にはないので、小論ではそのままにした。

また、筆者が韓国社会と林学系高等教育教育制度に関心を持つようになったきっかけは、二〇〇一年の韓国の労働者協同組合の現状と、日本の緑の雇用対策事業のモデルと見られる雇用対策事業(韓国政府の「森づくり公共勤労事業」とNPOの「生命の森づくり事業」)の調査に携わったことにある。その調査内容を、調査チームをリードした田中茂氏が韓国の林業事情も含めて本誌に執筆されている。ぜひご覧頂きたい(3)。

大学改革の方向と行政・高等教育機関

ここでは人材養成側の教育行政を担う教育省と大学(ソウル大学)について述べる。

(大学改革の方向はアメリカ型)

駐日韓国大使館によれば、二〇〇二年の韓国には四年生大学数は一六三を数え、そのうち、理系中心の国立は二四、公立は二、文系中心の私学は一三七と圧倒的に私立大学が多い。しかも、進学率は六〇%を超えていて、日本よりも高い水準にある(4)。

これらの大学の教員には、従来型の雇用制度(終身雇用制度に基づく定年制)もあるが、近

年、年俸制や契約雇用制もともに増えてきている。韓国では日本と同様に、国家公務員法、教育公務員特例法が定められ、それらによって国立大学の教員身分が定められている。ちなみに、日本では今年度実施された国立大学の法人化は、韓国でも一〇年前に話題になり、その導入が検討されたものの、教員の反対もあり導入できなかった。その意味では、韓国は日本の状況に関心を持って見守っている状態だと、関係者は話す。

韓国の高等教育制度を含む教育制度は、部分的には戦前の植民地支配の影響を受けつつ導入されたが、その残滓はほとんどなくなった。一例として日本では今日まで施行されてきた貸与型奨学金制度があるが、韓国は戦後のアメリカ型教育改革のもとで給付型に改革した。現在では戦前の姿は消え去ったのである。

八〇年代、大学関係者は軍事政権下で民主化闘争を闘い、大学の民主化を勝ち取ったが、現在、新しい戦いを強いられている。それは業績主義との戦いである。今日の韓国型の大学改革は、業績主義とプラグマティズムを根幹にした、基本的にアメリカ型改革である。それは、国立大学の少なさ、プラグマティックな教育内容など、大学評価、予算などの大学制度などからも明らかであり、同様にアメリカ型改革を指向する点では日本よりはるかに徹底している。筆者が韓国を比較研究する理由はそこにある。ユニバーサル段階の韓国の大学問題は、マスプロ化段階の日本の恐らく一〇年後の姿である。

しかし、そうした改革の方向が世界のすべてで行われているわけではない。国立大学の法人化を強行した文部省(当時)も、西欧、特に中部ヨーロッパ諸国、北欧諸国では国立大学型、自治権拡大型の改革が広く試みられていることを紹介している(5)。こうした世界の動きを見すえながら、韓国と日本の大学改革の方向があらためて検討されるべきであることを強調したい。

(教育行政—韓国教育及び人的資源部)

韓国の高等教育全般に関わる現状については、同資源部(教育省と以下、略)の関係者などによれば次のとおりである。

先述したように、韓国では高校生の高等教育への進学率は六〇%を超えている。進学率五〇%弱の日本のマスプロ化段階から、韓国はすでにユニバーサル化の段階に入っているという。なお、大学院への進学率は日本では就職モラトリアムによるところが大きいですが、韓国ではそうしたことに加えて、兵役逃れが原因とも巷間伝えられる。

第一に、卒業・修了後の学生の就職率は日本同様の八〇%程度だが、上げ底集計の日本よりはるかに高い。卒業後の進路のうち、比較的ウェイトの高い国家公務員試験について見ると、次のようになる。国家公務員試験のうち、行政は一次試験が二月、二次試験が七月、外交は一次が二月、二次が四月、技術は六月末が一次、二次が八月になる。最終的に十一月から二月に面接が行われる。韓国は三月が学年始である

ため、試験期日は行政職が遅く、技術職が早くなっている。しかし、日本のように五月初め実施のため、実質三年の教育しか受けていない四年生が大学院生などとともに、四年修了を想定した問題を解かされるいう不公平な試験ではない。結果として、技術職公務員採用の特殊性が保証されているものと思われる。このほか、企業と政府の就職協定はなく、大学と企業が個別に結ぶとされ、この個別協定の中にインターンシップも含まれている。したがって、教育省による公的制度化としてのインターンシップは存在しない。

国立大学の授業料は日本より安く、学卒者の月給額に相当する年間三〇〇万ウォン（一ウォンは〇・一円）であり、地域と学部間の格差づけがあるものと見られる。地方の大学と工学部の授業料は相対的に安い。私大の半額と見られる授業料は韓国国民の所得水準からは決して低くはなく、その分、奨学金制度が給付制として広く展開している。また、奨学金制度は、授業料の減免制度と一体的に実施され、国家功労者への免除、勤労奉仕従事者への免除措置もあるという。なお、日本の奨学金制度は、近年、有利子貸与制度が導入されたと説明した際、通訳を含む韓国側関係者全員が驚きの表情を示したのは印象的であった。

一八カ月の徴兵制度が大学教育の過程で免除されることはなく、教育上支障となっている。学生側の対応策として、兵役に服するため二年次に休学し、その復学後三年間の教育を受けた場合が、就職に最も有利といわれている。

第二に、高等教育の全般的な位置づけについては、憲法、教育基本法、学校教育法は日本と同様の法制度が整備されている。国立大学教員身分に関する法律は、日本の国家公務員法に該当する法律と同様に教育公務員特別法に該当する法律が制定されている。したがって、国立大学教員の身分は、二〇〇二年時点では日本同様、国家公務員である。しかし、国立大学の自立化方針の中で、その身分について長期的な検討を加えているところという。

大学の自治権に関して、国立大学の教員の実質的な任免権は日本のように教授会にはなく、学長または総長にある。大きな権限を持つ学長の選挙については、国立大学では教員の直接選挙であり、私立大学では教授会が推薦の後、理事会が決定する。財政上の独立性と多元性については、まず国立大学では文部省予算に依存し、他の省庁からはプロジェクト方式で歳入がまかなわれる。また、地方自治体からの支援は可能だが、公立大学を除いて現在はない。

第三に、高等教育の大衆化は日本よりも進んでおり、社会人進学を含めると大学進学率は七〇％に達している。ユニバーサル化した大学教育について、学部と大学院の役割の違いは、学部はユニバーサル化を支え、主に教養教育を担うものとして位置づけられ、大学院は研究を含む専門性を強調するものとなっている。こうした位置づけは、韓国では、日本と異なり、設置基準や設置要綱によって定められておらず、

第二に、単位制度等については、学部の卒業論文は必修単位であり、大学院は当然必修である。また、卒業試験は、学部内でさまざまだが山林資源学科は必修であり、大学院では論文提出資格試験として課せられ、パスすることが必要である。履修期間は四年間、八学期、取得単位は一三〇学点以上、修士課程は二年間、四学期、二四学点以上、博士課程は二年間で終了の場合には四学期、三六学点以上、となるが三年間がノーマルのように見られる。なお、入試（募集）は学科でなく学部一本で実施され、入学後、学生は各学科に振り分けられる。

授業改革との関連ではペーパーレス化が進みシラバス（授業計画）はホームページで公表され、印刷配布はされていない。また、GPAは二・三以上が卒業可、三・七以上で卒業証書に表彰が記載される。ABET（JABEE）（10）は未検討という。

第三に、卒業後の取得資格は、林業種苗技師、樹木保護技術士、植物保護技師、営林技師、鑑定評価士などと多彩である。これは、森林の多面的な重要性を国家が認知しているためと思われる。卒業後の進路は、学生数の構成比で見ると、①研究分野が一七％。主な職種は大学教授、林業研究院、環境部（環境省）下の各研究所。②公共機関が五％となり、主な職種は労働部（労働省）、環境部（環境省）、山林庁、山林組合、道路工事（恐らく建設省類似）、国立公園管理公団、鑑定院（恐らく不動産鑑定関係）となる。③産業界は五一％となり、職種は林業関

「大統領令」による。大綱化され省庁の縦割り行政の介入が容易な日本より、ある面では官僚の介入を排除し、国家的な位置づけが極めて強いものと見られる。

第五に、教育改革の一環として、日本の国立大学では導入中のGPA（学業平均値）（6）はすでに導入済みである。しかし、技術者教育認定制度は検討課題としてある。また、BRAIN KOREA 21（7）ではサイテーションインデックス（8）の向上効果があつたとする。年間二〇〇億ウォンの投資が二〇〇五年まで続くが、このためにさらなる政府の財政的支援が不可欠とされる。現状でも、全体としてアメリカ型の教育システムの模倣に近いものがあるが、今後はそうした動きが促進されよう。

なお、韓日ともアメリカ型大学改革よりヨーロッパ型の改革の方が向いているのではないかと筆者の意見に、担当者は傾聴に値するとの回答した。こうした光景を日本で眼にすることは、恐らく困難であろう。

（高等教育機関ソウル大学農業生命科学大（学部） 山林資源学科）
同大学の林学関係の前身は戦前の水源高等農林学校であるが、教員の世代交代が進み、アメリカ型大学改革が進められている。

第一に、大学の組織的現状については、農業生命科学大学の名称のように、学部とは呼称せず大学名を通してしている。したがって、各学部は単科大学の扱いを受け、総体的に学部の独自性が強く、予算配分も学科に直接配分されるといえる。

全体として、日本の大学のように卒業生総数対就職者数比が三〇％という就職の超水河期といった切迫した状況は感じられない。また、職種が日本に比べても多様なこと、公務員比率が低いことも特徴的である。しかし、公務員合格者が大学のセールのポイントになっているのも現実である。なお、こうした特徴は、分析対象が「エリート養成校」の一つ、ソウル大学という点も当然考慮されねばならない。

第四に、収集したカリキュラム資料（専門課程のみ）を概括すると、非常にプラグマティックであり科学原論的な講義が少ない、また社会科学に関する講義が少なく、政策論はあるが法律論・団体論はないといった特徴がうかがえる。したがって、この講義のもとでは、国際法と行政法に精通し、市民法的識見を有する公務員と政策担当者などを養成するのは、日本と同様に困難であろう。

（専門職の供給と就業のミスマッチ）
森林・環境に関する教育・研究の高等教育機関としての大学に対する期待は、何より大きいものがある。大学のユニバーサル化のもとで、第一に単なる職業人養成、研究者養成よりも社

会人養成としての意義の大きさを指摘し、ついで第二に職能教育、特に専門技術を有する行政マン（政策担当者と森林官）としての職能教育の重要性を指摘する意見が学外の関係者の中には多かったように思われる。

一方、教育省と大学は、あくまでソウル大学の個別事例から判断したとの条件がつくが、国際化路線を枠組とした業績主義と大学の実質的な法人化（校費保障は教育のみ、研究費は自前で調達）のもとで、研究者養成（恐らくそれは学部教育の空洞化と一体の）にますます傾斜しつつある。

こうした傾向が続くならば、森林・環境問題重視の社会的需要と大学の供給のミスマッチが拡大し、長期的な社会的要請に大学が応えられなくなる可能性も生じよう。また、一部にうかがわれるリベラルアーツ軽視の風潮もそうした可能性を増す条件ともなっているのではないか。

人材受け入れ側の現状と問題

ここでは、職業人としての受け入れ側のうち、まず公務員として山林庁、次に協同組合として山林組合、さらにNPOとしてのFFLについて述べることにする。

（韓国山林庁）

韓国農林省の下にある林業行政のトップ組織である。地方分権化政策により、大田市にある行政組織は日本とよく似た構成をとるが、市町村などの基礎的自治体との関連は今般の調査で

%くらいが入れ替わっている。昨年の新規採用一〇四人のうち、大卒は九四%、専門大学卒は五%、高卒は一%である。大学卒業では新卒ばかりでなく、他の職種を経験し、卒業後二年以内に森林組合に入るものも少なくない。

また、山林組合就職による山林労働従事を理由とする兵役制免除はない。ただし、公式ではないが、過去にもまた現在も非公式にその希望は出しているという。

第二に、大学教育との直接的な関係では、中央会理事が以前、一九八〇から九〇年代は大学の講師を担当していたこともあったが、現在は無い。しかし、ソウル大学への寄付行為、トゥグ大学とサンギ大学への財政的支援をしている。また、中央会として、山林所有者の子弟に対する奨学金制度を設けている。ただし、対象は大学生で農学部のみ、高校生は該当しないとの条件がある。さらに、山林組合としてインターンシップは行っていない。

山林組合は広く職業人の技術教育機関として、技術センターを組合として持ち、運営している。技術センターは、その課程の九五%（主に山林関係）は授業料無料で、中央会が負担する。五%の課程（木造技術コース）は受講希望者が負担する。ここでの教育は、一カ所あたり年間三〇〇〇人（延べ人数でない）を数え、全国に三カ所あるので合計九〇〇〇人が受講している。後述する自活宮林共同体の労働者もここで技術講習を受けている。なお、技術講習はこの三カ所の他に、政府（山林庁）の一カ所の指導所で

は明らかにできなかった。林業関係予算の関係では年度額で七四五〇億ウォンを数え、その内訳は一般会計が二六〇〇億ウォン、国有財産特別会計が一三〇〇億ウォン、農業特別が三二〇〇億ウォン、林業研究所が三五〇億ウォンとなっている。このほか、カウンタートパートである地方自治体からの予算は不明である。

第一に、山林庁の職員は、事務職ではなく技術職として採用される。このうち、日本でいう第一種採用は一九七八年から毎年五人採用、その後は二年ごとに五人採用していたが、最近では四〜五年ごとに四・五人採用、二〇〇二年は一人のみ採用である。要するに年一名の採用で、極めて少ない。次に第二種（第三種を含む）は現業で賃金も山林庁の予算で支払われ、年に二〇〜三〇人採用していたが、近年は五人ほどの採用に減少している。これらの三つの職種を合計すると、現在一四六三人を数える。このほか、地方自治体、市町村合計で林業関係の職員は四四七五人を数えている。この数字に、日本の林業関係の国家公務員約一万人、地方公務員一五五一人（都道府県一一五一人、指定都市六三人、市町村三五三〇人、二〇〇三年総務省データ）と比較すると、相対的に国家公務員のウェイトが低いことが分かる。なお、韓国の森林面積に占める私有林のウェイト七〇%と日本と変わらない。

第二に、上級職員の採用は一位がソウル大学、二位がコリア大学、三位が京北大学の国立大学となる。中級職員は、私立大学を含む各大学に

も実施されている。

（韓国最大のNPO—生命の森）

FFL (Forest for life) は韓国最大のNPOであり、その影響力は政治力を含めてかなり大きなものがある（11）。同組織には、林学系学生も就職している。本部職員は二人中、八人名が大学卒業生である。また、研究、教育、社会奉仕は大学教員の使命と韓国社会は認識していると関係者は述べる。

第一に事業を見ると、政策に対するモニタリングとともに、主な事業である五〇億ウォンを数えた公共事業は終了し、二〇〇三年からは一般会計の事業となる。林業技術教育を修了した労働者からなる自活宮林共同体は現在一〇を数えるが、一般会計の造林事業移行後も現在の数を維持し、事業規模も現在水準を維持できるという。二〇〇二年から、昨年までと異なりソウル本部とが、政府などと一括して契約をしなくなった。これは予算が非公共事業化したことに対応している。契約主体は地方の自活宮林共同体（12）に移り、一〇ある共同体のうち二は活動していないが八は活動している。今後は国が直接それぞれの共同体や地域住民と契約を結んで行くことになった。

第二に、その一環として学校の森づくり（学校の森委員会）がある。国の予算の一部プラス企業の募金でなりたち、その金額は今年で八億ウォンに達した。そのほか、ソウル市にも積極的に働きかけて一五〇億ウォンが拠出され、現在文部省も動かしている。文部省予算は国家予

平均的に分布しているが、ソウル大学出身者には中級は希である。なお、女性率は上級、中級を合わせて三〇〜四〇%に達し、現業職のため今後困難な問題が生まれる可能性もあるという。

次に、大学教育に対する評価では、修得単位一四〇のうち、必修一八単位のうち社会科学系は森林経営の一つだけである。したがって選抜単位で社会科学系をとらない場合は、そうした知識をまったく持たずに公務員になることになり、それが問題になっていると担当者は率直に指摘する。

（韓国山林組合中央会）

韓国で最大の、かつ唯一の森林所有者の組合の中央組織であり、林学系学生の就職先としてもウェイトは大きい。林学系学生の林業系就職選択の順は、国家公務員、地方公務員、山林組合の順である。大筋で3K1Y産業を嫌う傾向は日本と同様であるが、山林組合では諦めるか続けるかの決着がつくには採用後三年はかかるかと考えて、採用方針を立てているという。

その状況であるが、第一に、現在の林学系のある大学数は二〇大学を超え、そこから山林組合への卒業生採用数は一〇〇人（年間）くらいである。毎年一〇〇くらいが平均的で、二〇〇一年は一〇四人の大卒者を現業も含めて採用した。

現在、中央会は四三六人の職員、地域組合は一六五一人の職員、合計で二〇〇〇人くらいを雇用している（これは事務職員を含めた数字である）。このうち、新規採用と退職で毎年一〇算の二割を占めるが、（関連事業の）施設予算で三兆ウォンを数え、その存在は大きい。一方、支出は一校当たり、原則的に年間一〇〇〇万ウォンが五年間にわたり毎年交付される。次に、事業の内容は森を作ること、学校への植林である。現在は、地域組織もあるがソウル市で一括して対応している。チームリーダーは大学教員が当たり、サプリーダは学校を回ってアドバイスをするサポーターであり、大学院生などが担当している点は、日本とは異なる一種のインターンシップ制とも考えられる。サポーターには人件費が適用され、アルバイト賃として一人、月額三〇万ウォンが支給される。日本と異なり、安易なボランティア依存ではないことは、何より注目される。

第三に、このような直接的な雇用とは結びつかないが、長期的な視点から次のような取り組みが展開している。一つは、現在取り組んでいるソウル大学所有林での体験事業がある。さらに、今後はソウル大学のほかに、国有林（一〇〇〇ha）の国との共同経営、道有林（三万ha）の道との共同経営を検討している。現在でも体験事業として二〇〇〇人から三〇〇〇人を数えるが、目標は一万人という。二つはソウル市が市有林で実施予定の都市市民向けのコミュニティ・フォレスト作りへの対案としての山村の運動として、生態（環境）山村づくりを検討している。

三つは村の森づくり（同委員会）がある。ソウル市二五区の一つ、ノウン区に実験林を作っ

た。これは都市住民の森林生態系に対する意識が低いため、その向上を目的に、住民教育、インストラクター作りの支援を行う事業であり、二〇〇二年度から開始し二年間試行する。

第四に、環境ニューディールとして、直接的にも間接的にも雇用を重視するF・D・Lの方針は、韓国NPOの中央集権的な性格を払拭し、事業規模縮小の中でも、地域化を促進するものとなった。さらに、公共事業からはずれたため、保険福祉省管轄の自活センターとの関係を自活営林団は持たなくなった。加えて、一九九八年からの特別会計から一般会計造林予算に移行したため、今後、日本同様の縦割り行政の障害が生じる可能性も否定できない。

ボランティアではない、賃金保証のある多様な雇用をどのように拡大するのが、課題となるものと筆者は考える。

(環境行政への移行と多様な雇用)

公務員採用制度は、日本より合理的である。山林組合中央会では大学卒業生を受け入れているが、単位組合での受け入れ状況は不明かつつも、かなりの重要性を持つことは疑えない。また、生命の森も同様に多くの大学卒業生を擁し、森林・環境関係の他の非営利組織も同様に多くの大学卒業生を擁するものと見られる。韓国の森林・林業行政が、今後、環境行政へ一層シフトする可能性が高い中では、政策上も、雇用もこうした組織が持つ現実的な影響力はますます増大するものと思われる。

一方、生命の森運動での聞き取りのように、韓

国では私立大学ではこうした非営利組織にボランティアとして貢献することが大学教員の社会的責務とされているが、国立大学ではそうした動きは認められない。

韓国の大学改革から学ぶもの

韓国の森林面積は日本の森林面積二五〇〇万haの半分であり、木材自給率も日本の一〇％の同様に半分である。しかし、朝鮮戦争などで失われた森林の復興への期待は大きい。こうした国民の声を反映して、韓国の林学・環境系大学はその数で二三大学を数え、そのうち、国立は一二大学、私立は一一大学を数える。ほぼ同数の大学を擁する日本と比べると、相対的に私立大学のウェイトが高い。繰り返すが、日本の国立大学の歴史をひとまず置けば、これは韓国では森林に対する社会的関心が日本より高いことの反映に他ならない。

戦前の植民地支配の下での教育制度は姿を消しつつあり、教育のアメリカナイズが日本より進んでいる。家計費に占める教育費は日本よりも高く、子供に対する教育投資は異常に高い。そうしたことを反映して、大学はマスプロ教育の日本を飛び越して、ユニバーサル化した段階にある。一方、一九九七年からのIMFによる経済改革が一定の成功を収めたものの、一方で経済のパブル化は激しい。売り手化した労働力市場の中で、学生の就職先も専門性とは無関係に選択され、専門教育の本当の社会的責任は日本よりも失われているように思われる。卒業し

た学生に専門性がないとする行政マン(山林庁)の指摘の一方、行政は教育省も含め、NPOや山林組合が環境保全と雇用の確保での意義を高く評価する。しかし、そうした社会的責任を全うできる人材を大学は養成していない。

今般のソウル大学だけの傾向から全てを結論づけることは当然できないが、大学が指向する方向と社会の要請との間に、ある種のミスマッチがあるように思える。このミスマッチはパブルによって現在は覆い隠されているだけであり、韓国経済のパブルの終焉とともに顕在化せざるを得ないよう思われる。

また、ソウル大学農学部は農業生命科学大学の名称のように、その方向性において環境よりもむしろバイオテクに重点を置いているように思える。しかし、現在の韓国の農業政策は、「親環境」をモットーに、日本語では死語となった「身土不二」を援用し、それをかかげた循環型農業を指向している。恐らくこうした動きは、新しい大統領体制の下で一層大きな動きとなる可能性がある。そうした流れの中では、ソウル大学農学部においてとらうとしている山林環境科学部の方向は、将来的に適合性を持つものと考えられる。しかし、その実現にはそれにふさわしいカリキュラムの検討と確立が、今後必要とされるに違いない。その意味で、パブル経済に翻弄されない中・長期的な検討が何より必要ではなからうか。

民主化の進む韓国社会は、世代的経験を継承しつつ、より民主的な大学制度を作り出す可能

性は大きいと思われる。そしてそのスピードは日本に勝るとも劣らない。また、南北統一に先立ち、林業面での技術交流と支援はすでに実務レベルで進んでいる。南北統一は、林業制度、林業政策、そして林野官僚制に新しい変化を与え、それは大学にも新しい要請と変化を招くに違いない。

最後に日本の林学系高等教育の在り方と目的、カリキュラム問題、学生の就職問題、公務員試験制度の在り方と改善などについては、今後と比較論的な検討を加えていくことが必要である。

注

(1) 菊間満・野堀嘉裕「平成一四年度教育改革その他特別経費計画調査 諸外国の国立大学の林学・環境教育改革の現状と本学の改革方針への反映―韓国における実態及び資料調査―」山形大学、二〇〇三年三月。

(2) 面川誠「変わる韓国」新日本出版社、二〇〇四年五月。

(3) 田中茂「韓国の生命の森づくり国民運動をみる―失業対策と間伐の推進―」『国民と森林』第八〇号、国民森林会議、二〇〇二年。

(4) 文部省編『諸外国の学校教育―アジア・オセアニア・アフリカ編』一九九六年、によれば、「韓国の高等教育は大学(総合大学・単科大学)、大学院、教育大学、師範大学(略)及び短期の専門大学で行われている。このほか、放送・通信大学(一校、学生数約三〇万人)、開放大学(二七校、約二二万人)でも、

これらの機関に相当する課程が提供されている。(略)大学の修業年限は、一般に四年であり、医学などの一部の専攻の六年である。大学数、学生数及び教員数はそれぞれ一三二校(うち私立八〇・一%)、一八万七三三五人(うち私立七五・一%)、四万五〇八七人(うち私立七一・八%)となっている。(略)学部の上に修士課程及び博士課程が置かれていて、修業年限は通常、修士課程が二年、博士課程が修士取得後三年となっている。在学者数は一二万二二八人(うち修士課程九万三九九三人)である。韓国の大学院の特徴としては、私立の占める比率が高い(学生数の六九・〇%)ことが挙げられる。そのほかの特徴として、大学院は一般の大学院と専門大学院があり、専門大学院は修士課程のみで主として夜間開講されている。専門大学院の在学者数約四万七〇〇〇人の約七〇%は社会科学系と教育学系に集中している。」

(5) 文部省編『諸外国の学校教育―欧米編』一九九五年。いくつかを紹介する。スウェーデンでは一九九一年七月に官僚的格の強さを批判され、教育省傘下の教育庁と大学庁が廃止され、前者は分権化された教育庁、後者は「全国高等教育庁」と「スウェーデン大学事務局」として再編され、サービス機関としての性格を強めた。同国では、一九九〇年一月に「総合大学・専門大学法」が施行され、入学者選抜の方法、授与する学位及び試験、標準在学年数や教職員の任免などについて大

学が決定できるようになり、各大学の自治権が拡大された。フィンランドは大学がすべて国立であり、高等教育に関しては教育省が直接担当するが、各大学には比較的大きな自治権が付与されている。デンマークでは主要な高等教育機関は国立であり、授業料を徴収していない。アイスランドでは、総合大学レベルの教育機関は国立であり、教育省が監督している。ドイツでは、ほとんどの高等教育機関は州立であり、大学大綱法に基づき州大学法が制定されている。フランスでは私立大学も一部には存在するが、ほとんどは国立である(大学生総数の九八%が国立大学に在籍)。

一方、旧社会主義国のルーマニアでは一九九四年の新教育法制定後、高等教育においても一部に私学の設置が見られる。新教育法のもとでは、各種民間団体、機関、個人などによる私学の設置が認められるようになった。ロシアも同様に、国立と私立が併存している。

チェコでは、高等教育機関は大学のみであり、法人格を持つが、一九九〇年から学部の新設、統廃合、改組等に関する決定権を大学の教授会が行うことができるようになるなど大学自治が拡大された。

(6) グレード・ポイント・アベリッジ。アメリカで広く採用されている学生の成績評価法の一つ。成績を五段階で評価し、それぞれに四、三、二、一、〇の点数を与え、この点数の履修単位当たりの平均をとる方法。

(7) 日本のCOE(センターオブエクセレンス)

と同様に、「ブレインコリア21（頭脳韓国21世紀計画）」は、国家による研究支援プログラムであり、国家認定の研究には資金や人事面での優遇措置を与えている。この計画は、全体として教育の過熱状態をさらに過熱化している。こうした事態を憂えるソウル市民は少なくない。いくつかの意見を紹介する。

「アメリカ帰りの大学教員が良くない。韓国の大学では一般教育がまったく不完全だ。業績至上主義に陥っている。社会に出た学生が役に立たない。その根源のBRAND IN KOREA21は腐敗そのものであり、国家予算の私物化である。」「大学ではプロジェクト研究が多くなり、学生の研究テーマはこれに当てられるため、学生による自由な研究テーマ選択はほとんど不可能にならざるを得ない。また、アルバイトはほとんど不可能、調査補助により給金を得ることになり、若手研究者の再生産は長期的には衰退していくのではなからうか。」「塾通いが激しく、よい塾は郊外の高級住宅地にある。そのため市街地の地価が一層高騰し、それが塾代を高騰させ、その結果、家計に占める教育費が膨張している。子供は塾の勉強を優先させ、日中の学校を休み時間に当てているといわれるほどになっている。英語習熟には小学校からアメリカに留学させた方がましと考え、実行している人も多い。小学生のその数は今や三万人。母子ともにアメリカに行き、父親がソウルで単身生活強いられるのも珍しくない。」

今後の林業事業体と山村社会

— 林業を追求するイターン就業者の声を手がかりとして —

1 はじめに

林業労働者をめぐる状況が九〇年代になってから、劇的に変化したといわれている(1)。一九九三年に森林・山村対策が実施され、九六年の林業労働力確保支援法の制定、九七年の四〇時間労働制の完全導入などにより、林業労働者の待遇改善について、ようやく他産業並みにしようという動きが起り始めたことによる。並行して、林業機械化の進展(労働の軽減と機械適応能力の拡大)もあるだろう。そうした施策的な動きと、バブルがはじけ、人々の価値観が、経済至上志向から環境・生活重視志向へと変化してきたこと、その後の長引く構造不況と終身雇用制の崩壊により労働観も変化したことから、新規林業就業者は徐々に増加していった。筆者は一九九七年頃より、四国を主要なフィールドとして、新規林業就業者、中でも都市からイターン就業者に対する聞き取り調査を行ってきたが、調査当初の就業者と近年の就業者を

- (8) サイテーション・インデックスとは、ある一定期間出版物に引用された文献を網羅する紙あるいは電子媒体の書誌ツールをいい、研究者はこの数の多さを競わされることになる。
- (9) tenureは終身在職権のこと。アメリカの大学で一定期間以上勤続した大学教員に対し審査を経て終身雇用を保証する制度である。この取得を教員の至上目的にしてしまうアメリカの大学改革—それは日本と韓国が現在追随している改革である—が、どのように失敗したのかは、ピーター・サックス『恐るべきお子さま大学生たち—崩壊するアメリカの大学—』草思社、二〇〇〇年に具体的である。
- (10) ABETとは、米国における民間ベースの技術者教育認定制度の略称であり、その日本版が日本技術者教育認定制度、略称、JABEEである。

- (11) 金才賢「韓国の森づくり事業の現状と意義」『山林』二〇〇一年一月。同氏によれば、活発な運動の基礎は環境保護運動と市民運動が日本と違い、連合方式をとっていることにあるという。市民運動の運営と組織方針について、上部組織が下部組織に依存せず自活する点、組織の上下関係が希薄な点、組織の「官僚主義」の度合いなど、日本とは根本的な違いがあるものと、筆者は現地調査などから推測している。

- (12) 公的就労の林業労働者集団で注(3)の田中茂氏によれば、九八年度雇用労働者数は自

比較して感じることは、自然への憧れだけでなく、山仕事のつらさや山村の不便さなど事前の情報をもって就業している場合が多くなったことである。情報収集の例としては、「自治体が林業に対して熱心かどうかを事前に調べて、居住を決めた」というイターン者に出会い、感銘を受けたことがある。ちなみに彼は大学卒ではあるが、林学の出身者ではない。また、単身の男性は、食事面で不満が出て長続きしないので雇用しないという事業体も多いが、最近では自炊を厭わないタイプの単身就業者によく出会うようになった。加えて、農山村の利便性は確実に向上している。コンビニエンス・ストアが山村にもみられるようになったことも、単身者の負担減になっている。なお、インターネットの普及もあり、都市に居住していた頃とさほど変わらない消費パターンも可能と聞く。そういった時代の一連の流れから、都市から山村に移住して林業に就業するということは、従来ほど特別視されるものではなくなった。

治体雇用を含めれば三万人を超えるという。
(写真) 都市開発が迫る近郊林—ソウル大学七
寶山演習林苗圃(野堀嘉裕氏撮影)



垂水 亜紀

(森林総合研究所)

その一方で、林業の労働力需要は、現在大きく減速している。こうした状況をふまえれば、林業労働力は充足していて、林業での雇用問題はすでに解決したかにみえる。しかし、二つの大きな課題が懸念される。一つは職場への定着率が低く、人材育成効率が悪いことであり、もう一つは森林整備の促進をはじめ、地球温暖化防止面での森林や木材による二酸化炭素の吸収・固定機能の強化、循環型社会におけるバイオマスの素材やエネルギー面での重要性の増大など、今後、林業労働力需要の拡大が展望されることである。そこで本稿では、林業にこだわり職場を移動したイターン林業就業者の声を手掛かりに、彼らが移住と就業を継続するための二つの受け皿である林業事業体と山村社会について、考慮すべき課題を考えてみたい。

2 新規林業就業者の動向

— 愛媛県を題材にして —

愛媛県林業政策課が保有する「現業職員新規

就業データ(一九九四～二〇〇三年度)によると、一〇年間の新規林業就業者数は三〇六人であった。その内訳は、新規卒業者が四九人、地元転職者一九一人、林業転職者一四八人、イターン者二四人、Uターン者一八人であり、圧倒的に地元転職者が多く、U・イターン者を合わせても一三・七%にすぎない。このうち転職者数は八九人(二九・一%)で、この間に新規就業者の約三割が転職していることになる。転職者の内訳をみると、人数的に最も多いのは地元転職者の五〇人だが、転職率はイターン者で高く六二・五%(一五人)、これに次ぐ新規卒業者の三〇・六%(一五人)と比べても二倍の高率である。イターン者の転職率の高さが際だっている。

これまで、いくつかの研究がイターン者の特徴として、林業未経験、高学歴、森林環境や自然に対する憧れのみをもった就業といった動機の高さを指摘し、イターン者の転職率の高さや雇用のミスマッチを課題視してきた。ただ、転職動機にまで立ち入って、問題点を浮かび上がらせた研究は少ない。筆者らは、先に示した愛媛県での転職者のうち一年程度以上勤務した四六人について、雇業者側から転職理由や転職先を聞き取り、次のような結果を得た(2)。

①林業への就業一年目と四年目頃に転職する率が高まる。②一年目など初期の転職では、体力がついていかなないなどの理由で林業から退出することが多いのに対し、四年目頃から以降の転職では、林業を辞めるのではなく、他の林業事

改善への取り組みが弱い。また、社長(町長)が交代すると経営理念が曖昧になり、経営方針も変わったが、現場まで浸透しなかった。その結果、社員が四〇人もいても、そのメリットが見えず、むしろ非効率な面が多かった。結局、会社の非効率さ、不合理さに嫌気がさしたのだと思う。就職情報誌で転職先は探した。田舎の適度な干渉が好きだから、地元との付き合いで問題は感じなかった。現場に就業する前に、伐開作業、間伐作業中心の業者にもそれぞれ就業したが、やはり伐出(素材生産)作業でなければつまらなく感じ、現在の職場に就業している。雇用条件は、給与面では日給制で前職場の九割強の水準にまで低下し、やや低い評価であると思うが、雨天時が休日になり山仕事には合理的で納得している。

【C氏】(三二歳。京都府出身。愛媛県内の第三セクター林業会社に四年間勤務後、他県の森林組合に転職。配偶者との二人家族。)初期研修終了後、作業上納得いかなかったことが増え改善点などを提案するようになったが、班長に聞いてもらえず、発展性を望めなくなっていた折りに、職場のイターンの先輩が転出相談相手を失ったことが転職の直接のきっかけである。地元の年配の人とは突っ込んだ話や相談ができなかった(彼らには暗黙の了解があるように思えた)。また、能力の高い若手の社員がいたが、自分よりも賃金が低く、年功序列型賃金体系にも疑問を感じていた。地元との関係については、配偶者が「地域の中で自分だけが孤立している。」

業体への転出(職場間移動)が多くみられる。③イターン者では、他の自治体への転出(地域間移動)を伴うことが多い。明らかにした点は、職業(林業)とのミスマッチが生じ転職が起るのには主に就業初期においてであり、技術習得後の転職では、職場をめぐって何らかの問題が生じている可能性が高いことである。

このような状況において、とくに林業とのミスマッチを回避するため、見学会・講習会の開催や事前研修の実施(試用期間の設定)による職業適性のチェック体制もとられるようになってきた。この面は、以前と比べれば大きく改善されている。しかし、技術習得後の職場移動をめぐる問題と、その原因・背景から浮かび上がってくる課題については未だ検証されていない。そこで、次に、職場間移動者の声から、課題を整理し直してみよう。

3 職場間移動の理由

―イターン者の林業内転職―

愛媛県及び徳島県の林業事業体から職場間移動を行ったイターン者四人に、二〇〇二～〇三年に面接し、転職の理由と背景、転職先の雇用条件等について聞き取りを行った結果を以下に紹介したい(3)。

【A氏】(三八歳。大阪府出身。愛媛県内の第三セクター林業会社に六年勤務した後、他県の森林組合に転職。配偶者と子供二人の四人家族。)班長にまで昇格したが、中途採用で地元のベテランが入り、彼が実質を取り仕切ることとの思いを持っていたようだ(4)。現在は、緑の雇用で臨時作業員の立場にあり日給月給制だが、雇用は継続される見通しである。(組合長は技術職員として採用したい意向のようだ。)現在の職場の取り組みや高性能機械の新しさにも魅力を感じたが、とくに「環境に配慮した施業」といった理念に基づいて、作業班員全員が細かい点にまで配慮した施業を行っていたのが印象的であった。個人レベルでは前職場にもそういう施業を行う人はいしたが、会社としての理念のレベルで決定的に異なっていた。

【D氏】(五〇歳。鹿児島県出身で大阪府を経て徳島県の第三セクター林業会社に三年三ヶ月間就業の後、独立し、森林組合から作業下請けを行っている。独身。)職場には設立目的と経営実態との乖離や、雇用契約事項(社会保険や手当)の変更に対する説明責任の不足など、会社経営の基本のところに問題を感じていた。また、民間の素材業者から独立のすすめがあった。体力は四〇代であっても一年でつく。保育作業に関しては二年目で独立する自信があった。技術の身に付き方は意欲の問題。現在は一人で作業を請け負っている。所得は国民健康保険を差し引いても現在の方が二割ほど多い。仕事に対する意欲があれば独立した方が有利である。地域との関係では、借家の契約更新をめぐって問題が生じており、成り行き次第では地域を変え、職業も変えるかもしれない。

になって人事方針に不信感を抱いたのが転職を決意した直接的な理由だが、それまでも思うことが多くあった。①地域のしがらみが職場にも反映され、人事や木材販売先等も決定される、②作業の段取りがなく、図面もなく、現場で無駄が多い、③面接時の約束にもかかわらず、就業初期の技術取得段階で適切な指導が受けられなかった等、経営感覚の欠落、ルールの無視、説明の不足といった会社が本来もつべき機能や責任が果たされていないことへの不信感である。また、会社の雰囲気も萎縮している印象ももっていた。関西八府県の林業労働力確保支援センターを手掛かりに転職活動を実施。地元集落との関係では、六年間、常会をはじめ付き合いは欠かさなかったが、部落運営面での決定権は与えられなかった。干渉される反面、排他的な印象をもった。現在の雇用条件は、前職場と比べ、基本給は高いが手当が安い、あるいはないものもあり、賞与も半程度で、年間所得は一〇〇万円も減った。休日も二〇日から半減した。雇用条件面だけをみれば、前職場の方が上なことは確かだが、それ以外の面では現職場が好ましく、伸び伸びと仕事をできる環境がある。

【B氏】(三二歳。兵庫出身。愛媛県内の第三セクター林業会社に三年間勤務後、他県の素材業者に転職。独身。)地元の出身者として作業面で優遇し、地元の間人関係を勘案しながら対応が決まっていた印象ももっていた。班長も年功序列で決まり、メンバー編成も絶えず流動的であった。作業体系についても現状肯定的で、

4 林業事業体と地域の課題

彼らは、林業に対して夢を抱き、職人気質を育てながら、他方で契約内容を吟味し計算を行っている合理主義者でもある。つまり、都市での比較的恵まれた雇用条件を経験し、シビアな経営感覚をもった人が、思い切って林業に飛び込んでいるのである。そうした人が今、増えている。では、彼らが離れた林業の職場と山村地域の抱える課題は何であろうか。

林業事業体は、たとえ第三セクターという新しい機能を期待されて作られた会社であっても、旧態依然とした経営体質(地域馴れ合い、井勘定、労務管理の不徹底、説明責任の不足など)をもっている。確かに、林業は自然に依拠した産業であり、経営にはなじまないという考え方もあった。しかし、作業の現場では、自然を熟知した適切で迅速な段取りが要求されている。また、森林所有者の関心や行動も大きく変わり、事業の発掘には営業力が必要になっている。そのため、最近では、現場で段取りを組む人間や営業力を持った従業員を班長に配置する傾向も見られるようになった。ある部分では、「普通の」経営感覚が芽生え始めている。イターン者との意識ギャップを埋めるため、こうした傾向を強めることがまず第一の課題であろう。第二は、にもかかわらず職場間移動が生じている。そして、それはやむを得ないが、職場間移動がスムーズに、しかもできるだけ有利な条件で可能になるよう、林業ネットワークを構築し、ア

クセスを容易にすることである。第三に、地域社会の再生に役立つ組織といった認識を強めることである。つまり、地元出身、I・Uターンにかかわらず、若い優秀な人材を地域の担い手としても育て上げることが重要で、そのことをはっきりと意識した人事面での公平性の確保が求められるであろう。

また、山村社会を見た場合にも、林業事業体と同様に合理的で効率的な組織体制を求められている事業体、地域組織が全国にみられる。住居の斡旋や生活利便性の提供も依然として重要だが、Iターン者や都市的感覚を持つ若者を緩やかに受け入れる態勢の整備が何よりも求められており、地域として何らかの仕掛け(5)を用意することが重要な課題に思える。

理念の徹底と経営の合理化を両立させることは、大変困難なことではある。しかし、都市だけでなく山村においても、そうした努力が求められる時代になっているのである。

注および参考文献

- (1) たとえば、小池正雄「二十一世紀森林資源管理とその担い手に関して考える―長野県における取り組みを事例として―」『国民と森林』二〇〇三年春季、第八四号など。
- (2) このデータに関する詳しい分析は、『林業就業者の転職要因に関する調査報告書』、平成一五年度地域求職活動援助事業(愛媛農林漁業担い手育成公社)を参照のこと。
- (3) ここで報告するIターン者の事例について

ては、前掲(2)、および、藤原三夫・垂水亜紀「職場定着・地域居住の意向と条件―Iターン家族を主題に―」、「平成一四年度林業労働雇用改善促進事業(厚生労働省)」での調査報告書に詳細を記載している。

(4) 夫婦世帯では、地域と事業体への不満が相俟って、林業からの転職が加速される傾向が見られることにも注意が必要である。このこと



林野庁申し入れ

に関しては、早尻正宏「若年林業労働力の参入形態と定着条件―北海道滝上町における行政、事業体、新規林業労働参入者の対応―」『北海道大学演習林研究報告』第六〇巻、第一号、二〇〇三年にもある。

(5) 近年注目されてきているNPOなどによるコミュニケーション・ビジネスが可能性をもっているだろう。これについては別稿にて論じたい。

「森林・林業基本計画への提言」を環境省・国土交通省・林野庁へ申し入れ

山田事務局長、藤森提言委員長、安藤提言委員、全林野から河田書記長、松本国民森林会議担当は七月二日、七月二〇日、八月二四日に、二年目の今年度は、「木材の利用について」の提言を各省庁にしました。

地球環境保全のためには、地域の生態系を踏まえた循環型社会の構築が基本的に重要であり、それぞれの地域の森林を活用し、持続的に木材を利用していくことが大切である。その考えに基づき、木材という地球環境に密接な資材を供給する林産業の基本的な位置づけを確立し、併せて持続的な森林管理という視点から、木材の適切な利用法と農山村の活性化を図っていくことが大切である。その考えを踏まえて、基本計画の運用や今後の見通しと改正にむけて提言をしたものです。

自律を目指すまちづくり

―北海道奈井江町の事例から―

(北海道大学北方生物圏フィールド科学センター)

神沼 公三郎

井江町の場合、文字どおり自律的な判断を行い、そこで培った力量をさらに明日のまちづくりにつなげようとしている。以下、同町が合併しない道を選択した経緯を振り返り、さらに同町の現状と今後の課題を考えてみたい。

一、まちづくりで特筆すべきこと

奈井江町長は町議、町議会議長を経て一九八六年一二月に町長に初当選した。その当初から「開かれた行政」の基本方針を持っていたが、これが全面的に開花したのは一九九〇年代である。奈井江町は一九九七年四月に「奈井江町個人情報保護条例」を、ついで同年一〇月に「奈井江町公文書公開条例」を施行し、二〇〇〇年三月には「青少年健全育成の町宣言」を採択した。それとともに、隣接する浦臼(うらうす)町とのあいだで新葬祭場、ゴミの最終処分場などについて協力、共同利用関係を形成した。これを基礎にして一九九六年一〇月に両町間で介

はじめに

現行の市町村合併特例法は二〇〇五年三月限りで失効するが、翌四月一日から施行される次の合併特例法(五年間の時限法)がすでに二〇〇四年五月に公布されている。この間、何とかして合併を促進せしめようとする政府のアメとムチの政策は、次第にエスカレートしてきた。アメの施策としては、合併特例法に規定されている合併特例債や地方議員の在任特例などが挙げられる。ムチは、何といたっても二〇〇四年度に集中的にあらわれた地方交付税額の削減である。このような過程で二〇〇二年一月には西尾私案が、二〇〇三年一月には第二次地方制度調査会の最終答申(注)がそれぞれ公表されて、全国の市町村を恫喝するに十分な役割を果たした。

現行制度によると、二〇〇五年三月末までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併

の申請を行い、二〇〇六年三月末までに合併した場合、現行合併特例法の規定が適用されるが、とにかく合併手続きのタイムリミットが近づいてきて市町村合併はいよいよ最終段階に差しかった。合併の進捗状況を西高東低と揶揄する向きもあるが、全国的には諸相、入り乱れているのが実情であろう。北海道でも法定合併協議会で合併を決定した事例や合併に向けて協議中の事例もあれば、法定合併協議会が決裂した事例もある。

そうした情勢のなかで北海道の中央部に位置する奈井江(ないえ)町は、町が住民に十分な情報提供を行い、それに基づいて住民が自分たちで考えてまちの方向性を選択し、それを町議会が承認して合併しない道を選定した。いま市町村合併の問題は、合併するにせよしないにせよ、市町村がどれほどの主体性を発揮して近未来を自分で選択しようとするのか、実践的試験の場を市町村に提供しているともいえるが、奈

護保険の予備的な取り組みを開始したのち、奈井江町の働きかけにより同町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、上砂川町、歌志内市の一市五町で空知中部広域連合を結成し、二〇〇〇年四月から順次、介護保険、国民健康保険、老人保健の三事業を開始して、事業の効率化に少なからぬ実績を挙げている。

広域連合は通常、その運営方法がかなり難しいといわれているが、具体的な三事業の実施をうけて広域連合をまとめ、事業の成果を挙げているのは奈井江町のリーダーシップによるところが大きい。奈井江町のまちづくりはこの広域連合、つまり自治体間のネットワーク方式を實踐している点で全道的に有名になったが、町内では同じ時期、注目すべき活動が行われた。そのうちのいくつかを紹介しておく。

まず一九九九年に住民参加により議論が集中的に行われて案文が作成され、二〇〇〇年三月の町議会で承認された「奈井江町まちづくり計画 後期基本計画」(二〇〇〇年度—二〇〇四年度)の策定経過を指摘できる。町が選んだ二人の住民によって「まちづくり策定委員会」が結成され、その下に住民四六八人から成る「まちづくりワークショップ」が位置づけられた。さらに多様な職種の住民、小学生から高齢者まで幅広い年齢層の住民が参加して討議、シンポジウムが積み重ねられ、まちの将来を自由に語り合う機会を繰り返したのち「まちづくり計画」案を作成した。奈井江町で住民参加が実践されたのはこれが初めてであり、現町長就任以来の

基本方針がここに定着した。

さらにもうひとつ、「子どもの権利に関する条例」の制定過程を指摘したい。さきの「青少年健全育成の町宣言」を具体化するために、また住民参加による初めての条例案作成のために、参加した住民による議論が二〇〇一年七月から翌年一月にかけて重ねられ、「条例」の案文が作成された。そしてこれが二〇〇二年三月の町議会で承認されて条例が成立し、同年四月に施行された。条例案の作成過程では子どもの権利検討連絡会議、アンケート集約小委員会、起草委員会、子ども小委員会が組織され、これらに小中高生を含む住民、学校関係者らが参加した。アンケート活動は町内小学校(二校)の五・六年生、中学校と道立高校(各一校)の生徒全員に対して行われた。また、子どもサミットや町長が学校を訪問して子どもたちと語り合う「語る会」も開催された。

「子どもの権利に関する条例」が施行されたあと、条例の趣旨を住民と子どもたちに周知徹底するための組織がこまめに住民参加で結成され、この組織は「条例」の内容をパンフレットにまとめて町内に全戸配布した。それとともに町長はやはり小中学校、高校を訪れて子どもたちと意見を交わした。

二、市町村合併問題への対応

奈井江町は、市町村合併問題に関する情報を住民に徹底的に伝えた。その努力たるや、恐らく全国の市町村の追随を許さないのではないだ

常の行政に関する基本方針とでもいうべきもので、二〇〇四年七月段階では「(案)」が作成されている。第三は、さきの「まちづくり計画」に引き続き「新まちづくり計画(仮称)」の策定である。このための本格的な動きは二〇〇四年秋になるが、遅くとも二〇〇五年三月の町議会で承認されて、同年四月から施行することになる。

以上のような制度、計画の策定に当たっては住民が参加し、またアンケートなどの方法で多くの住民の意見が集約される。当然ながら町職員が重要な役割を果たすとともに、議会も自らの役割を發揮する形態の有効性は「まちづくり計画」以降、特に合併問題に対処するなかで実践的に証明されている。いまこれらの制度、計画の詳しい内容や住民参加のあり方を紹介できないが、それらの制度、計画を貫く基本理念を述べておくと、住民がまちづくりの主体であること、住民は平等であること、住民自治の実現を目指すこと、そのために行政と議会はそれぞれ役割を果たすこと、住民に対する情報公開と説明責任が重要であること、そして自律するまちづくりを目指すことなどである。

おわりに

市町村合併の動きとの関連で空知中部広域連合の行方があるか注目していたが、中空知地域合併協議会(法定)が二〇〇四年七月末に解散を決定したため、同広域連合はこのまま存

ろうか。情報公開の第一は、パンフレット「どうなる? どうする? 市町村合併」を二〇〇一年七月から二〇〇三年一月までの期間、計七回にわたり全戸配布したことである。一回につきおよそ一五ページの厚さで、さまざまな角度から検討した市町村合併の特徴と問題点、町の人口、財政、経済の現状と将来、昭和の大合併によって合併した近隣自治体の現状、奈井江町内で実施したシンポジウムの様子などが平易な表現で説明されている。パンフレットの内容には、特定の考え方を住民に押しつけることのないよう、十分な注意のあとが見られる。

第二は、町長による住民説明会の開催である。特に二〇〇二年度と二〇〇三年度は集中的に行われたが、後者の場合、八月から九月にかけて町内一カ所で開催し、各会場に一〇〇人内外の住民が参集した。町長はそのほかに女性団体、高齢者団体などにも説明するとともに、上述のとおり二年間にわたって町内四つの学校を訪問して子どもたちに説明した。特に小学校を訪れたとき、同行した町の担当者は町長から専門用語を使わずに子どもたちに説明せよと指示されて苦労したが、とにかく何とか説明して多くの質問を受けたという。町から子どもたちへの働きかけの結果、子どもたちが家庭内で合併問題を話題にするので、子どもに引きづけられる形で大人たちが合併問題に関心を寄せるようになったという。

以上のような行動のうち奈井江町は、住民投票によって住民の意向を問う条例を制定した。

続することになった。同合併協議会が任意協議会だったとき、すでに雨竜町、新十津川町、奈井江町が単独自治体維持のためそれに不参加ないし脱退を決めていたが、さらに同広域連合メンバーの残る一市二町も七月末の事態によって単独維持が確定した。奈井江町は二〇〇三年一月の町議会決定以降、当然ながら合併問題に悩むことはなく、現在は如上のとおりまちづくりの次のステップを進めている。

しかし奈井江町が合併に関する全国的、全道的な動きに全く関係がないのかというと、決してそうではない。むしろ市町村合併が国と地方の財政危機のなかで提起されている事態を敏感に感じ取り、それに積極的に対処するため自らの責任と選択で自律の道を選んだのである。奈井江町としても今後の町財政の動向は決して予断を許さない。事実、二〇〇四年度の地方交付税収入は前年度比で九・三%削減された。このような厳しい情勢に対処するためすでに数年間、町職員の新規採用を見送ってきたし、二〇〇一年には役場機構の縮小、改革も行った。さらに行政改革を進める必要があるという。

住民自治を実現するためにまちの自律を目指す奈井江町の理念は、厳しい情勢下であるからこそ情勢を分析し、切り開いていくためのポリシーとなつている。いざれにしても、国の強引な市町村合併政策のなかであえて合併を選択せず、自律の道を目指す奈井江町の地方自治に今後とも注目してゆきたい。

住民投票を迎えるに当たり町長と町議全員が街頭宣伝を行い、住民に投票参加を呼びかけた。そして、まず二〇〇三年一月二日に子ども投票(小学校五年生以上一八歳未満)が、一月二六日に住民投票(一八歳以上)が行われた。子ども投票は、「子どもの権利に関する条例」の理念を具体化したものといえる。なお住民投票条例では子ども投票の結果は「参考にする」、住民投票のそれは「尊重する」とされている。

投票結果は、住民投票は有権者総数六、一〇九人、投票総数四、四六〇人(投票率七三・〇%)、合併する一、一六八人(有効投票の二六・四%)、合併しない三、二五八人(同七三・六%)、子ども投票は有権者総数五一六人、投票総数四五〇人(投票率八七・二%)、合併する七一人(有効投票の一五・八%)、合併しない三七八人(同八四・二%)だった。その翌月、町議会は、奈井江町は住民投票の結果を尊重して、現行合併特例法に基づく合併は行わないことを全会一致で決定した。

三、その後の動き

奈井江町ではいま、次の制度や計画の策定作業が進められている。その一つはまちのあらゆる条例、制度のうえに立つ、まちの憲法ともいえる「奈井江町自治基本条例」の制定に向けた動きである。すでにその骨子が作成されていて、二〇〇四年二月ぐらには条例を制定したい意向である。第二は「奈井江町自律プラン」の作成である。「自治基本条例」とは異なり、日

(注) この最終答申に道州制の論点が盛り込まれたことで、にわかにはその議論が活発になってきた。道州制は県段階の合併を伴うため都府県の反発は必至と思われるが、北海道は県レベルの「道」から州レベルの「道」へと再編されても北海道であることにかわりないので、その限り道州制への移行が比較的、簡単であるといわれている。そのため政府筋からは、道州制のモデルとして期待されているようである。そんなこともあって北海道では道州制に向けた議論が盛んである。しかし道州制は規制緩和を狙いとする小泉構造改革の具体化であり、地方自治の発展に結びつくかどうかは疑問である。最悪の場合、国から地方への権限委譲や国の出先機関の地方移管などが何も行われなまま道州制への移行だけが進み、かえって国の統制が強化される可能性もあり得る。とにかく道州制はここ二、三年のうちに急速に進むかもしれないので、細心の注意をもって見守る必要がある。

国民森林会議の主な動き

(二〇〇四年五月以降)

◇五月三日(木)

第九回提言委員会

時間 一三時三〇分～一六時三〇分

場所 林野庁会議室

◇六月二日(土)

公開講座

時間 一〇時三〇分～一二時

場所 全林野会館

第二回特別委員会

時間 一二時三〇分～一四時

第一・三回常任幹事会

時間 一四時～一六時

◇六月二五日(金)

第一回提言委員会

時間 一三時三〇分～一六時三〇分

場所 林野庁会議室

◇七月一日

「国民と森林」八九号夏季号発刊

◇七月二日(月)

平成一五年度提言書「木材の利用について」を林野庁に申し入れ

◇七月二〇日(火)

平成一五年度提言書「木材の利用について」を環境省に申し入れ

◇七月二二日(木)

第二回提言委員会

時間 一六時三〇分～

場所 林野庁会議室

◇八月二四日(火)

平成一五年度提言書「木材の利用について」を国土交通省に申し入れ

計報

渡辺 桂氏(元林野庁管理課監査官・元JICA林業水産開発協力部長)が二〇〇四年六月七日逝去されました。七三歳。ここに謹んでご報告申し上げますとともに、「評議員」として会に寄せられた情熱と多大なる貢献に敬意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

西多摩自然フォーラム

西多摩自然フォーラムは、東京都の西端にある西多摩地区の丘陵部で活動している。東京都で活動する、いわゆる森林ボランティアは、大別すると、活動のフィールド・活動内容から、人工林タイプと雑木林タイプがある。前者の人工林タイプは、西多摩の低山地・山地の私有林をフィールドにし、山主さんや地元の指導者(林業者)との関係の中で活動を展開しているケースが多い。作業を楽しむというのは参加者の共通項であるが、荒廃した森林に対する危機意識や林業に対する問題意識、カマの研ぎ方、チェーンソーの使い方、伐木技術等に対する執着は比較的高い。

後者の雑木林タイプは、都市部に近い丘陵地で自治体が提供するフィールドで展開しているケースが多く、雑木林の管理作業を楽しむという傾向が強い。対象とする森林が経済林としての役割を喪失している現状もあって、どのような森林をつくるかはフリーハンドで構想できるところもあり面白いが、時代の変化と共に「里」が変容した中で、「里山の再生」とはどういうことなのか、自治体が提供するフィールドで作業を楽しむという形で活動していると、問題意識が林業や地域にはなかなか及ばない側面がある。

1 西多摩自然フォーラムの場合は

西多摩自然フォーラムの場合は、活動対象を雑木林を主としながら人工林も手がけていて、かつ、フィールドを提供して頂いている土地所有者の形態も、人工林は主たるフィールドが開発計画頓挫後の法人所有地、雑木林は私有林と、上述の二つのタイプとは位相を異にしている。恐らく、設立の動機が他の団体と異なるところに起因するのであろう。西多摩自然フォーラムは設立の動機を色濃く引きずっている。設立は一九九一年。この年、東京都は秋留台地域整備計画(中間報告)を発表する。青梅市、現あきる野市の旧秋川市と旧五日市町、日の出町の二市二町にまたがる三、九〇〇haの開発計

久保田 繁 男 (代表)

画であり、うち一、六〇〇haを丘陵地が占めている。地元自治体の開発計画を都が広域的な観点から調整した計画である。

西多摩自然フォーラムの設立時の会員は、上記の開発計画地に足繁く通っていた、アマチュアではあるが昆虫、植物、野鳥、両生類等の研究者あるいは愛好者ともいうべき人が多く、丘陵地の大規模開発への危機感があった。同時に、開発計画地はいずれも落葉広葉樹林の占める面積が広い地域だが、二〇〇三～二〇〇四年伐採されず手入れもされずに放置されてきた結果、一様に鬱閉した高木林になっていて、樹林環境の単純化に伴いある種の昆虫や植物が減少あるいは消滅の傾向にあることへの危機感があった。これを私たちは「開発による破壊と放置による荒廃の二重の危機」と表現してきた。このため、①丘陵の開発計画の見直しを求める、②自然環境を生かした地域社会のあり方を考える、③二本の柱を立てて西多摩自然フォーラムは設立された。この②の部分が一般の自然保護団体と違っ

ていたところかもしれない。

活動は、設立の目的に規定されて、①ネイチャリング・フェスタ（自然観察会や調査会）、②里山復元アクションを二本の柱としてスタートした。この②が後々いわゆる森林ボランティア団体と付き合い、かつ、その一員となるきっかけとなっている。

2 炭焼委員会の発足

里山復元アクションは一九九二年秋の炭焼きからスタートする。林試式移動窯（林振式というのが正しい名称なのかもしれないが）を使い、日の出町大久野地区で二回の炭焼きイベントを打つ。炭材はスギを使用。切捨て間伐の材が手近にあったこと、間伐材を山の中で腐らせてしまうのは勿体ないとの認識があった。炭材確保にあたっては、当時、日の出町森林組合の組合長であった羽生卓史氏にお世話になった。炭材調達のために間伐材の搬出、玉切りの作業が伴い、人工林との接点がこの時から形成された。炭焼きの知識・技術を持つ人材が集まったのが幸いして、翌一九九三、九四年にかけて、イベント会場の近くの知的障害者施設「日の出太陽の家」の裏山に本窯をつくることになる。西多摩自然フォーラムの内部組織として炭焼委員会ができ、自前で清澄G式二号改良窯を設計・施工して築造する。炭材確保のために、除伐や雪害木の片付け、竹林整備を始めることになった。炭焼きの技術指導には杉浦銀治先生が事あるごとに駆けつけてくれた。日の出太陽の家は

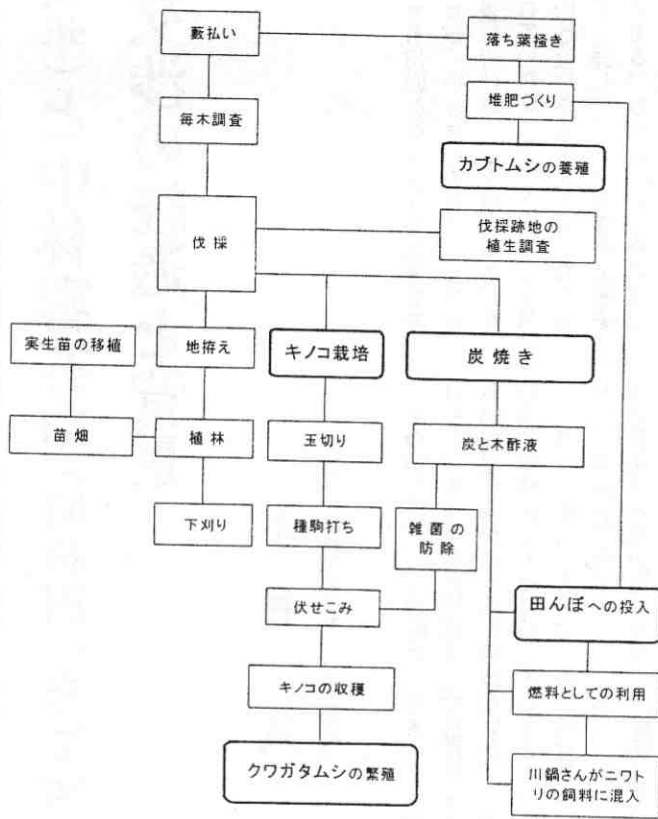
炭焼きの拠点となり、炭焼委員会は月一回の定例活動日を設け継続して活動している。また、ここでは当フォーラムと協力関係にある国際炭焼き協力が「子ども竹林プロジェクト」を年間スケジュールにもとづき月一回のペースで実施している。

3 雑木林委員会の活動

一九九三年、里山復元アクションの第二弾として、青梅市小曾木地区で田んぼの復元が始まる。これがかきかけで地元の方の二haの山が使

えるようになり、一九九五年雑木林委員会が発足する。一部にスギ・ヒノキ人工林、尾根にはアカマツ林が残る、大半は雑木林の山で約二五年程放置されていた。アズマネササが密生し、これを刈らなければ満足に山の中を歩けないという状態であり、林縁の障害木（コナラ）の伐採とササ刈りから始まる。一九九七年には、伐採木を利用し炭焼きとキノコ栽培が始まる。この当時伐採したコナラは四〇〜五〇年生で、切株からは萌芽せず、また材は板材としても使いものにならず、コナラは若いうちに切れとの考

雑木林の循環型システム（例）
（青梅市小曾木）



4 NPO法人 森づくりフォーラムとの関わり

一九九五年、森づくりフォーラムが発足する。その後、森づくりフォーラムは全国展開の「NPO法人 森づくりフォーラム」へ発展し現在に至っている。森づくりフォーラムは、当初は東京地方のローカルネットワークであった、東京の一〇近くの森林作業にかかわる市民活動団体のネットワークに林業者、行政関係者が加わって発足している。西多摩自然フォーラムは森林づくりフォーラム発足時からの加盟団体である。団体のほとんどは西多摩地区の山間部で人工林をフィールドとしていたグループで、当フォーラムはそれの中ではちょっと異色の団体であった。発足直後の森づくりフォーラムは、「市民参加の森林づくり」を掲げ西多摩での下草刈りイベントを行う。それぞれの会場の運営は、森林づくりフォーラム参加団体と地元林業者の組合せで行われ、西多摩自然フォーラムは奥多摩町会場の運営を担当した。下草刈り大会は初年度延べ六〇〇名の参加。何年か継続し、新たに青梅市に会場が設定された段階で私たちの担当は青梅会場にシフトしている。

二〇〇二年からは東京都が主催する「多摩の森大自然塾」が始まり、「NPO法人 森づくりフォーラム」がこの運営にあたっている。今年度は二カ所のフィールドで展開していて、青梅市内のフィールドで行われる事業については私たちが担当している。枝打ちや小径木の除

間伐、林床整備のスタッフを供給し、初めて森林作業に接する人たちに安全に気をつけながら作業をしてもらい、森林整備作業のリピーターになってもらえるよう努めている。

5 雪害林整備と間伐

一九九八年一月、東京地方は大雪に見舞われ、丘陵から低山地にかけてのスギ・ヒノキ人工林は大きな雪害被害を蒙る。特に間伐不足の人工林では折れたり曲がったりしたスギが累々と重なり足の踏み場もない惨状となった。雪起しが行われたり、雪害木が片付けられたのは一部で、そのままに放置された場所が多かった。

私たちが開発計画の見直しを求めていたあきる野市横沢入もその一つであった。二〇〇〇年、あきる野市及びJR東日本は横沢入の開発計画を断念する。JR東日本は開発断念後も同地の自然環境保全には責任を持つとのスタンスを保ったため、私たちはJRの了解の下でここの雪害林整備を始める。二〇〇二年からは、横沢入の一角にある草堂ノ入という谷間の雪害の最もひどかったスギ・ヒノキ林で雪害木の片付けと間伐を開始し、ここの作業は現在も月二回ペースで継続している。チェーンソーを使用した伐木技術の訓練の場ともなっている。

6 今後の課題

西多摩自然フォーラムはいろいろな分野に手を出していて活動日は年一〇〇回を超えている。このうち森林に関わる活動に限っても年四〇〜

えが当フォーラム内には定着する。

ササ刈りも一段落ついた一九九九年からは、二haの山を四林班一八林小班に区分し、一部の林小班で伐採（皆伐）を行い、植林と萌芽更新の組合せによる樹林の更新を開始する。伐採跡地や若い林をつくってやることで、そのような環境に依存する植生や昆虫の回復を図ることが目的であった。

最初の伐採地はマツ枯れ跡に再生した林で、伐採前に毎木調査を行ったがコナラがほとんどないというのが特徴的であった。コナラのようなドングリ落下型種子の樹種は、バイオエア樹種ではないためにこのような環境にはなかなか入りづらく、また、林冠鬱閉後の実生は日陰では枯れてしまうというのが教訓で、萌芽更新には皆伐が必要、また、人工林を伐採してそのままにしておけば自然林が復活するという考えは間違いだとの私たちの認識の礎になっている。

一九九九年、二〇〇〇年と四〇〇〜五〇〇㎡単位での皆伐を行い、コナラ等を植林し、毎年下刈りを行って段階にある。その後、山全体について「森林資源を循環的に利用しながら資源の再生産を図るシステムの構築」に力点を置き、現時点では（図1）のようなフローチャートの下で月一回ペースでの活動を行っている。キノコは八種類ほど原木栽培しているが、なかなかうまくいかない種類もあり、それでもシイタケ、ナメコ、ヒラタケを中心に年一二〇kgほどの収量が上がっている。カブトムシは堆肥づくりの場所で大量発生が続いている。

五〇回に及ぶ。日の出太陽の家での炭焼き、青
梅市小曾木地区での雑木林の管理作業、あきる
野市横沢入での人工林の整備と、固定したフィー
ルドが三カ所あり、また、必要に応じて各地に
出沒することとなる。

会員は全部で約二〇〇名位だが、このうち森
林に関する活動への参加者は参加の頻度に濃淡
はあるが約三〇名。一回一回の活動は五〜一五
名規模で行っている。参加者は少なすぎても困
るが多すぎても困る。初心者が多ければ、人数
に応じて技術指導・安全管理ができて、かつ人
の面倒が見れるスタッフが必要になる。活動に
参加する人たちは、自分で作業したくて来る人
が多いから、上記の人材がなかなか揃わない。
特に、人をまとめて面倒見れる人材がなかなか
育たない。大勢人呼び込むのはテクニクで
いけるが、人材育成は一朝一夕ではない。
「新炭林も人工林もアカマツ林も田んぼもひっ
くるめて里山の構成要素」であり、「森林は資
源であり、資源の利用と持続的再生産」をめざ
すとするのは、当フォーラムの認識であり方針
であるが、必ずしも参加者の共通認識でもない。
「良い汗かいて楽しかった」からの発展をどう
図るのか。また、インターネット経由で参加す
る若い人たちは、比較的「一回体験してみたかっ
た」の傾向があり、一つのフィールドに腰を落
ち着けて作業の結果として森林がどう変わって
いくか、リピーターに育って欲しいと願ってい
る。

国民森林会議の会員の皆様へ

「かながわ職人の森」準備会が主催する「技道展」
が一月九日〜十七日の期間で、箱根彫刻の森美術
館で開催されます。

「かながわ職人の森」は、持続の原則とデザイン
の原則に沿って、住まい作りが進むように、いろい
ろな関係を整えることを目的に、デザインセンター
とコラボレーションセンターの機能をもつことを考
えています。住まい作りが総合技術である以上、
これにかかわるすべての職種の職人やデザイナー、
そして将来の建て主のみなさんに連絡を取りたく、
このイベントへの参加を呼びかけています。
今回、仕事のテーマはデザインというものを深く
考えてみよう、人に向き合う・森に向き合うデザイ
ンというものを考えてみよう、というもので、その
ために会場をあえて美術館としました。作品のテー
マは「環のある暮らし、和の暮らし」を掲げていま
す。

今まで下職という立場に立たされてきた建具職人、
畳職人、経師職人の中から若手が立ち上がり、そこ
にさまざまな木工関係の作家・職人、森林関係者、
その他が加わった展示会です。これらの職人や作家
の手になる建具・畳・経師・木工関係の渾身の作品
が展示されるほか、「床からの創造」を掲げた畳の
間では、書家武田双雲の書になる「大滝」と、作庭
師清水哲也による流れを中心に、畳座で形成されて
きた華道、茶道の所作が演じられます。

また、野外のマイヨールの彫刻をめぐる散策の
道には、書（武田双雲）とコラボレーションした、
土（小沼充）と石（小林光徳）と鍛鉄（青野剛三）
と天然木（安藤和夫）の椅子が置かれています。

そして、退場口に近いマルチホールでは、連続講
演会が開催されます。内山節氏、藤森隆郎氏、富山
和子氏、安藤邦廣氏など国民森林会議関係者のほか、
下記のような著名な方々が登場します。ご多忙でし
ょうがぜひお越しください。

- 九日 建具・畳・床の間のある暮らし―大沢匠
（民家の学校、山下武秀（チルチンびと）
- 一〇日 家具を通じて森と都市をつなぐ―小田原健
関原剛、有賀恵一、佐久間和男
- 一日 ナノテクとエコロジー―岩宮陽子ほか「調
整中」
- 二日 森のある暮らし―内山節（哲学者）
- 三日 環のある暮らし―江戸エコロジー事情―石
川英輔（作家）
- 環のある暮らし―東京の木で家を建てる―
稲木清貴（東京の木で家を造る会）
- 四日 着物の心―服部孝子、中野聡哉、榎本真規
子
- 五日 職人であること―安藤和夫（木工）、久米
信行（織維）、武田双雲（書）
- 六日 これからの森と家―板倉構法の家作り―藤
森隆郎（森林生態）、安藤邦廣、山田純
- 七日 農は文化と環境を育む―富山和子（作家）
（いずれも午後一時から）

箱根彫刻の森美術館

交通 箱根登山鉄道「彫刻の森駅」から徒歩

二分（東海道新幹線「小田原駅」から

箱根登山バス、または伊豆箱根バス約

四〇分「強羅入口」下車

住所 神奈川県箱根町二ノ平一二二

電話番号 〇四六〇一一二二六

林業基本法制定（昭和三九年）と中林審答申（昭和四〇年）を めぐる国会質疑と労使交渉の経過と背景

はじめに

昭和三九年の林業基本法の制定のいきさつや、
昭和四〇年に中央森林審議会から答申された
「国有林野事業の役割と経営のあり方」をめぐ
る国会質疑と労（主として全林野）使（農林省・
林野庁）交渉の経過や背景などについて、当時
の真の事情はどうであったのか―という声が出
てきている。

これまでもこのような要請について当時の資
料を紹介、提供する程度にとどめてきたが、
今回一部に関係評論文が出ているに及んで、改
めて当時のいきさつを含めて論評してほしいと
の要請を受け、まとめてみることにした。

なお、筆者は、当時、全林野中央本部役員で、
政治部長の役職にあり、また当時の日本社会党
内では、「国有林対策特別委員会」（のちに林業
対策特別委と改称）なるものが同党政策審議会
内に設置され、これの実質的事務局に携ってき
た者の一人として、本稿をまとめることとした。

なお、これまでも何回かこのような試みを考
えたことがあったが、いきさつをはっきりさせ
るには、実名公表は避け難く、そのために、な
お現職で活躍されていたり、現職ではなくとも、
関係団体や社会的地位にある方などに、あらぬ
迷惑や影響も考え、詳しい背後事情等は公表を
さけてきたものである。あの当時から既に四〇
年近くたっており、今日では、当時の政治・経
済・社会状況も一変しているという事情もあり、
実名を入れて本稿をまとめることとした。

林業基本法案審議の経過と背景

昭和三九年国会に政府が提案した「林業基本
法」案をめぐって、いくつかの質問が出ていた。

その第一は、法案提出の意図である。

「産業としての林業」の自立という自己主張
は、実際に可能なものだったのか。

その第二は、「森林」に対する環境保全への
要請という世論動向の先行きをどう認識してい
るか。

木村 武
（元・林政研究センター所長）

その第三は、この当時の「基本法」ばかりと
はいえ、本法案が参議院での実質審議も少なく、
急拠成立が急がれた感が否めないが、いかなる
政治的事情があったのか―ということである。
一九六〇年代に入ってこの当時は基本法ばや
り、農林省関係では、一九六二（昭和三七）
年に農業基本法が制定され、水産関係では、沿
岸漁業振興法なるものが基本法的なものとして
制定された。

この当時の基本法は、いわば各省庁が自らの
所管する行政の存在意義を強調することによっ
て、権限の拡大と予算の獲得を狙いとしていた
と思われる。ともあれ、一九六四（昭和三九）
年に至り林業だけが overlooked 農業基本法の延長
線上にある林業基本法、つまり「産業としての
林業」を打ち出すことに狙いがあった。しかし、
第一次産業切捨ての方向に全体が流れていく中
で「産業としての林業」をどうとらえるかとい
う問題を含んでいた。経済的な側面からの立法
化であるだけに、森林の公益的機能の高度発揮・

保全という観点は除かれていた。

もともと林業が他産業なみに産業として自立しうるには、きわめて脆弱、不安定な経済的條件のもとにおかれている。特に林業はもともと大なり小なり公益的機能を有する森林を対象とする生産活動であるだけに、経済的効率性のみで律しきれない側面を持っている。

そこで当時の社会党は、基本法はいわば宣言法的なものであるからここでは指針だけ与えて、あとは単独の実施法として補強していく。したがって既存の森林法を解体して「森林基本法」一本にする。これの実施法としては、国土高度利用促進法、保安林法、森林計画法、林道法、造林法、森林組合法、木材等林産物の流通・価格安定・外材輸入調整法、林業労働法等一七の実施法要綱を用意して国会での質疑・論議に入った。

質疑の焦点の一つは、「森林法」と（基本法）との整合性の問題である。

「産業としての林業」という立法趣旨ではあるが、果たして日本林業が、自由開放経済体制下で外材輸入増大という情勢のなかで自立しうるか。第一次産業軽視の全体的政策展開の中で、「林業」としての自己主張が、政策的に貫徹し得るのか。政府提出の「林業基本法」はこうした基本的な問題を含んでいた。

社会党提出の「森林基本法」案は、森林の公益的機能を重視し、環境材としての森林、それを培養・育成するための森林計画制度、その下での生産活動としての林業。これは公共投資・

できるものでない。

第二は、審議の経過・内容である。おおよそ近代的な経営者感覚には程遠いものである。審議会の議事録を見てみよう。「現場作業員の休憩時間は一時間とるのか」という発言など、労働基準法すらまじめに守っているのがけしからん、という言いかたである。直営直用の事業は高くつく。請負や立木処分だと面倒な高くつく労働者をつかわなくてもやっていける。予算事情でいつでもやめさせる状態でない経営が硬直的でいけない。そこに現に働いている人たちはどうするかという話になると—そこはあちこちに影響があるからうまい表現にしておかねば—という具合である。(注5)

第三の問題は、国会での審議経過を全く無視していることである。前述するように、諮問されてから答申に至るまでの二年間の間に、林業基本法が制定され、国有林野事業の使命と役割についても多くの質疑・論議の末に修正可決を見ている。加えて、成立にあたっての関連メモ確認も存在している。しかも成立した基本法の中に新たに労働者代表も加えての林政審議会が設置され、そこで重要な政策についての審議を尽くすこととしている。これらの経緯・事情を全く無視していることである。

第四は、中林審にかかわった林野庁首脳部の責任である。(注6)

答申案成案の段階では「国有林野経営を民間なみの一企業として、独立採算、企業収益の増大に徹底すべきである。」として国有林の使命、

公共事業としての位置付け・役割を担うものである。

結局、こうした基本的な考え方の相違は、政府案を部分的に修正するだけでは解決し得ない限界をもっていった。

今一つの質疑の焦点は、国有林野事業の役割、使命と経営のあり方の問題である。

社会党提案の「森林基本法」案中の「国有林野事業」の部分はその目的・実行形態・会計制度などについて規定している。(注7)

質疑の中では、国有林野事業における直営直用による実行形態の拡大と雇用安定の問題が焦点となった。

結局修正協議とは別途の形で折衝が田中長官と社会党の芳賀衆議員、北村参議員との間で、いわゆる「七確認」なるメモによる確認が行われた。この中に「直営直用を母体とする」「請負三原則」などがふくまれている。特に田中林野庁長官は国会質疑のなかで終始国有林野事業における実行形態は「直営直用」によるべきもの—との答弁を再三再四おこなっている。このメモ内容は、当初、基本法案中の国有林野事業の關係条項の中に挿入修正することを求めたが、林野庁として修正内容を自民党に持ち込み、了承を受けなければならずその時間的余裕がないという事情の中で、止むなく「メモ」にとどまったものである。

さらに本法案審議に微妙にかかわってきたのが、国有林解放の動きである。(注8)

政府案に対する社会党案は、そのへだたりは国民的利益という視点は全く欠落しているものだった。委員でもある田中長官は「この場合の(国有)という立場はどうなるのか」と問題を提起したが、既に内容が固まっている段階であったという。良識的な局長の中から「こんな方向の案では大変なことになる」という突き上げがあったといわれている。

紙パルプ資本に代表される国有林材収奪の野望に迎合し、長官人事、参議院選をにらんで、利権的に扱ってきた業務部系統の首脳部の責任はきわめて大きい。(注9)

雇用安定に関する「二確認」をめぐる経緯

(1) 「三・二五確認」をめぐる経過と背景

一九六五(昭和四〇)年三月末に中林審答申がおこなわれて以降、林野庁はその検討過程において林野庁若林業務部長は、しばしば公式、非公式を問わず、公社化構想なるものを組合側に説明をしている。例えば、一九六五(昭和四〇)年暮れの押し迫った頃のことである。彼は組合側に次のように説明をしている。当時の三公社五現業の国鉄公社になぞらえて「国鉄は公社だ。その中味は、線路や運転は直営直用でやっている。しかし、荷物輸送、運搬などは日本通運など民間会社が扱って宛先まで届けるという仕組み、関係になっている。だから国有林も立木処分で、丸太を作るのは民間でよいではないか。そうすると今の三分の二の人達は要らなくなる。」とい

大きく、部分的な修正にとどまざるを得なかった。

しかし最低限のものとして、第一条の法律の目的を規定する条項の中に、「森林資源の確保」、また、第三条の国の施策を推進していく上での配慮条項として「国土の保全、その他森林の有する公益的機能の確保」の部分が追加修正された。

この本法案の修正可決成立について、この後一部林学関係の学会などで、この修正部分は、林政展開に混迷を与えるものとの非難が出た(注10)。

中林審答申内容とその経緯・背景

一九六三(昭和三八)年六月二〇日に農林大臣から「国有林野事業の役割と経営のあり方」について、中央森林審議会に諮問があり、その後二年を経て一九六五(昭和四〇)年三月に答申が行われた。

その内容は、行政と経営を分離し、現場の事業実行形態は民間の請負とする。徹底した人員削減をすすめる。—というものである。

まず問題の第一は、中林審委員の構成の問題である。全国森林組合連合副会長、紙パルプ連合会の副会長、三浦、横川元林野庁長官などで労働者側代表はおおおよそ国有林のこれからのあり方を、国民的視点で、公正な第三者としてまじめに取り上げようとする構成になっていない。如何に国有林を利権的に食い物にしようか(注11)という者たちの審議で公正な結論を期待

うのである。要らなくなるといわれる人達は、どこへ、どうするかと問えば的確な答えが返ってこない。受け皿となる事業体も全く想定もされていない。地域、地域の中小零細な民間請負企業体の中に吸収させていくというものであろう。三分の一残るとされる、おそらく事務、技術系のいわゆる背広組み職員、つまり公社となったときの人員も全く定かでない。こんな話をまことしやかに語る神経を疑いたくなるほどのものだった。

この説明の少し以前から、各地の現場から重要な事実が出てきていた。

従前ずうっと直営直用でやってきた事業現場において、定期、常用作業員が民間請負の方に回されている、というのである。

つまり、看板は直営事業であるけれども、作業の実態は民間企業体で、そこに定期、常用作業員が引き抜かれているというのである。これは本人同意ではあっても明らかに巧妙に仕組まれた首切りである。

これは、政府、林野庁が国会で答弁をしている内容とあわせて考察してみると、「国有林野事業経営は、公共性を第一義的に優先し」は、看板は「直営」ということで、「個々の事業運営の中で企業性を配慮」は、「直用」を切って「民間請負」という手法である。

このような状況推移は、もはや「答申検討結果」を待つという情勢ではなく、現実になし崩しに事は始まっていることを意味している。

既に社会党内に設置されている「国有林対策特別委員会」は、国有林野事業の公社・公団化反対の立場（注8、注9）から一九六六（昭和四一）年に入って二月中旬以降の集中的な国会質疑の状況、全林野の臨時全国大会の決意決定、統一ストを構えての労使交渉の推移等を総合的に情勢を分析、判断し、大要次のような決定をおこない、それぞれ行動を展開することとなった。

- ① 三月二五日、国会において、中林審答中の政府検討にあたっての、前提となる基本姿勢を明確に引き出す。
 - ② 場合によっては、三月二八日、三〇日に予算委、決算委において林野庁当局の国有林野の経営・行政についての政治責任を徹底追及、予算審議を引き延ばすなど政治問題化させる。
 - ③ このため各委員会との協力関係を確立するため、国会対策委において意思確認を図る。特に社会党中執委との連携を密にする。
 - ④ 一三日以降、党特別委三役を中心に、政府、当局と折衝し、問題の進展を図る。
 - ⑤ 二八日以降、場合によっては政治的に重大な局面を迎えることも想定されるので、党特別委はそれぞれの分担配置につく。特に総評、党内各部局との緊密な連携を図る。場合によっては記者会見も準備する。（注10）
- 問題は①項の「基本姿勢」をどのような内容で迫るかということである。社会党特別委事務局において用意した当初の文案はつぎの

ようなものであった。

「国有林の経営については、中央森林審議会の答申もあり、目下検討中であるが、国有林経営の基本姿勢として、直営直用を原則として、これを積極的に拡大し、雇用の安定、通年化を図ることを前提として検討してまいりたい。」

この文言の中で、この時点での林野庁の内部事情等を考察するに、「通年化」を「検討の前提」条件に加えることは、極めて難しく思われ、これにこちら側が固執すれば、逆に「検討の前提」が崩れ「検討に努力」という方向にすりかえられ全体が弱いものに薄められる危険性があること。（事実後述するようならず替え答弁内容がこれを示している。）

さらにまた、政府がこの種の第三者機関からの答申について、その検討過程において、一定の前提条件を確約的に言及することは極めて異例なものであること。

加えて、「直営直用拡大」の確約は、「公社化」そのものを真正面から突き崩すものであるだけに、その抵抗は極めて強いと思われる。しかしこの問題は、何ら法的制約を受けている事柄ではなく、林野庁自身が当事者能力をもって主体的に答えうるものでもある。

以上の判断のもとで、「通年化」については、この段階では努力条項とし、前段の「前提条件」と切り離し、後段に付け加えることとした。

この内容のメモを持って、党特別委事務局

たいと考えます。なお、雇用の通年化については、今後ともできる限りの努力をしてまいりたい。」

当初の表明は以上のようなものであった。これは明らかに、事前折衝で合意・了解した内容とは異なるものであった。

最大の問題点は、「前提」という文言が全く消去されていることである。当方が求めているのは、「検討の前提」条件であって、いくら「原則」とか「積極的検討」とかを、いくらちりばめて表明されても、それは何らの意味を持たない。これは明らかに、林野庁内部におけるすり替え工作によるものであった。大臣は、細かなやり取りの重要な意味が深く理解されていないから、事務当局から用意されたメモを読み上げたに過ぎない。

大臣の答弁、意思表明が終わるや否や林野庁関係者は、委員会室から一斉に退席したが、北村参議員は、この表明内容は事前折衝での合意・了解内容とは違うとして、急遽議事録を取り寄せ精査したところ前述のようなものであった。

参院農水委は、別議題で質疑が続行中で、同室前廊下で農林省官房に経緯を説明し、やり直し、再答弁することです承。その表明内容は「国有林の経営については、中央森林市議会の答申もあり、目下、鋭意検討中であるが、国有林の経営の基本姿勢として、直営直用を原則としてこれを積極的に拡大し、雇用の安定を図ることを前提としてまいりたい。」

長である北村参議員を中心にして、対農林省、林野庁との折衝に入った。

三月二三日段階での事前折衝では、農林大臣、農林官房、林野庁長官、林野庁関係各部長が参画しておこなわれた。

この折衝の中で当方から提起・強調した点は、

- ① この際国有林経営の基本姿勢を明らかにすべきである。
 - ② 直営直用が原則であるという過去の確認が全く生かされていない。
現に直営形態のところでありながら、作業員を引き抜き、民間の作業下請けにしている。
 - ③ このようなことでは雇用の安定に逆行している。直用形態でこれを積極的に拡大し、通年化を図るべきである。
 - ④ 以上の諸点について、答申検討の前提条件とすること。
- 以上の提起に対して、政府・当局が提起してきた問題点は、
- ① 国有林経営の基本姿勢を明らかにすることについて、異存はない。
 - ② 直営直用が国有林経営の原則であることについては異存はない。（注11）
 - ③ 直営直用問題は、確かにこれまで比率的に拡大はなかった。今後拡大の方向をとりたい。ただ四一年度分については、既に予定が組まれているので急に変更ができない事情を了解してほしい。

なを、通年化については、努力してまいりたい。」との表明がおこなわれた。

全林野と林野庁当局との中央交渉において、この農林大臣の表明内容を労使間で確認することとなった。これがいわゆる「三・二五確認」といわれているものである。

(2) 「六・三〇確認」をめぐる経過と背景

三・二五確認に至る折衝過程で、当局側は、当方から提示したメモ文言の中で、「雇用安定を図る」というくだりの文言に強い難色を示していたと伝えられていた。したがってこの点を踏み込んで「雇用安定」の具体的内容を明確に取り付けておく必要があった。

当時国会においては、「雇用安定法案」が労働省所管の事案として、衆院社労委に審議が付託されていて、質疑が相当進んでいる段階にあった。社会党、総評段階ではいくつかの付帯決議をつけて可決成立の気運が濃厚な状況にあった。社会党の社労委所属の国有林対策特別委の委員の中から「国が雇用している林野の現場作業員の臨時的差別雇用を改善せずして、何が雇用対策か」という声が出て、総評、社会党もこれに呼応して、法案成立に待たがかり、林野の雇用問題が前進的解決が見られない限り、安易に法案を成立させることはできないとの共同歩調がとられるにいたった。

政府内の労働省筋は、林野庁に対し「雇用安定」について、その「善処」方について、

「国有林経営のあり方については、中央森林審議会の答申もあり、目下、鋭意検討中であるが、原則として直営直用で国有林野事業をおこなうことにより、雇用の安定を図ることについても、積極的に検討を進めてまいり

- ④ 雇用安定によって優秀労務を確保していくことに異存はなく、今後直営直用拡大によってその方向を取っていきたい。また、直営形態の中で、直用でなく作業下請けになっている事実はある。これを改め今後直用の方向にもっていきたい。しかし四一年度分については、すでに契約を予定しているものもあり、これを変えると混乱するの限界がある。今後新たにこのような下請け方式をとらないよう指導していきたい。
- ⑤ 答申については、勿論内容を全面的に採択するというにはならないので、今回提起された、直営直用拡大、雇用安定という前提で具体化する。
- ⑥ 四一年度分については、既に段取りがすすめられており、この確認内容を、直ちに切り替えることに困難性がある。十分組合の協力を得たい。

以上のやり取りで、当方から提起したメモ文言どおりで合意し、三月二五日、国会の委員会場において、農林大臣が直接表明すること了解に達した。

三月二五日、参議院農水委において、社会党渡辺勘吉参議員の質疑に対して、坂田農林大臣は次のように表明した。

「国有林経営のあり方については、中央森林審議会の答申もあり、目下、鋭意検討中であるが、原則として直営直用で国有林野事業をおこなうことにより、雇用の安定を図ることについても、積極的に検討を進めてまいり

強い働きかけがあったとみられる。

こうした状況を背景として、全林野は「臨時的雇用制度を抜本的に改める」趣旨の確認メモをつくり田中林野庁長官との折衝に入った。長官は当方から提示したメモについて「それは、私が、つねづね考えていることと同じだ。そうあるべきだ。」と答え合意に達した。

この内容を長官自身が国会で答弁することとなった。

しかし、国会答弁後、その内容を労使確認に移すべく交渉に入ったが「長官から聞いていない」の一点張りでラチがあかず、再度、長官、業務部長、職員部長と農林大臣も同席した中で、国会での林野庁長官答弁どおり、労使確認をおこなうことで、決着をつけることとなった。

「注書」

(注1) 提出法案の第八条から第十三条にわたって規定している。

第八条 国有林野事業の存在目的について

第九條 国有林野事業の存在目的を果たすために国が経営することが必要な森林などの、国が買入れ、国有林野に組み込む規定

第一〇條 国有林野事業の使命達成に支障を及ぼさない範囲での地元などへの

急いだという事情があった。

(注3) 林業基本法が成立・制定されて間もなく、林学関係の学会、特に「林業経済学会」などでは、「基本法林政」か「森林法林政」かとの論議を呼び、その中の一部学者では、国会審議とその修正について、特に、「国の施策を推進していく上での配慮条項」としての追加修正で「国土保全、その他森林の有する公益的機能の確保」の部分について、(この部分は、当然森林法に明定されているところであって、基本法内にこれを持込むことは、これからの林政展開を混乱させるもの)との説があった。

このような非難は、その後の政治・経済・社会の動きやこの基本法の改正などの経過をみれば、まさに先見性のない近視眼的な見方、考え方であったことは明白である。

(注4) 国有林材をいかに合法的に収奪するかという野望が次のデータが示している。一九六六年紙パルプ連調査部の「紙パルプ産業における独占支配の分析」によれば、「最近における紙パルプ独占の行動の一つの特徴としてあげなければならないのは、山林部の性格変化である。社外に木材を販売する仕事为主体となっていて、総売上げ高に占める木材販売の比率は、四〇年九月初期についてみると山陽パルプ二〇・三%東北パルプ一七・二%王子製紙一三・八%日本パルプ一二・四%本州製紙九・一%であり、営業活動の重要な一部となっている」との内部告

民主的活用についての規定

第一条と第三条 国有林野事業の経営に関する事項で、その経営が最も効果的かつ民主的に行われるように、国有林野事業は、原則として、直営直用を基本とすることとし、従事する労働者の雇用の安定を図るため、その常時雇用を促進することを規定

第二条 国有林野事業特別会計制度の改善についての規定(企業の業務と行政的業務について勘定区分の設定、企業の業務については、単年度制を基本としつつも、同時に会計の長期的弾力性を持たせ、この勘定において剰余金の生じた場合は、これを原則として国有林の資源培養のために還元していく

行政的業務の勘定については、所要経費を一般会計の資金によるべき青森の「一日内閣」での発言を発端に、「国有林解放」が全国的に広がり、一部の勢力では、保安林を除いて、国有林をすべて地元へ解放せよということを要求しており、さらに一部には利権的な動きもあり、これに対する政府の態度はきわめてあいまいで、部分的にはこれに無原則的に迎合しかねない状況にあった。

(2) 日本社会党は、国有林野事業の使命をおびやかすような無統制的な解放には反対

発的資料がある。

このような事実を国有林材についてみると、まず第一に国有林材からの木材は立木のままで販売を受けることが先決である。

第二は、販売方法は随意契約によることとなる。ちなみに、パルプ材は要するに、木質繊維さえあればよいわけで、立木販売となれば、厳密には用途別の立木販売とはいって、そこでは、当然建築用など他の用材として使えるものも含まれている訳で、これを他に転売し、差益を得ているものである。さらに国有林材から受ける木材の販売方法についても、仮りに、中小木材業者が公売で落札し、買受けたとしても、そこでは、必要とする用材部分は受けとり、他はパルプチップ用として紙パルプ社に買取ってもらわざるを得ない。こうして中小木材企業は紙パルプの系列化・下請化を余儀なくされ、公正な競争関係は成立せず国有林材の実質的な配材権を紙パルプがにぎっている地方もあつた。

紙パルプが国有林の「直営直用」を否定しようという主張は、実は国有林の立木処分販売を通じて木材市場の自らの支配体制を固め強めようという野望に他ならない。

(注5) 中央森林審議会委員の中に、紙パルプ連合会代表が加わり、きわめて不適切、不穏当な発言があり、利権的と非難されても、抗弁の余地のないほどの不見識なものであつた。

の立場にあった。

その主張点は、

① 地元開放すべき適地は、民主的に活用・開放すると同時に、また、国が必要なら、あるいは適当な民間の山林原野を買入れ、国有林野事業としての使命達成に役立つべきである。

② 農業適地を農地へ転換するという原則は、国土高度利用の見地から見て当然。それは国有林、民有林にも等しく適用されるべきもの。

③ 農業構造改善のためとの名目で、国有林のみ解放の要求を向けることは、私有林大山林地主の自己保全の策としか考えられない。

④ 開放される国有林野は、地元民の共同組織によって、真に有効かつ民主的に利用すべきであつて、一部の者の利権に利用されることは許されない。

というものであつた。

(3) 林業基本法案が急遽会期末に参院に送られ不十分な審議のままに成立したのではないかと、この指摘がある。事実参議院での審議日程は極めて少ないものだった。しかし社会党特別委として両院共同しての取り組みであり法案修正についても、特別委の中で十分意思疎通が図られている。ただ同法審議をきっかけに、利権的な「国有林開放」の政治的動きが露骨に出てきていることから、これらに乗ぜられないよう成立を

た。のちに国会筋からも議事録の提出、公開を求められる破目になった。

(注6) 長官と業務部長との連携不十分、不徹底の問題である。中林審の事務局は林野庁の業務課であり、その上の業務部長は、実質的に国有林野事業のみを所掌する責任者である。しかし最高責任者は林野庁長官であるわけであるから、中林審での論議経過について、細部はともかくとして報告されてしかるべきであろう。諮問の眼目である「国有」としての「使命」は何かについて答えが消しとんでいる。

(注7) 林野庁長官から自民党公認の参議員コースへの思惑がからんでいるものであつた。後年、当時の若林業務部長は林野庁長官を経て、自民党公認で参議員当選を果たしている。

(注8) 土地の管理を国で行い、森林経営を他(公社・公団)に行わせることは、林業経営の一体性および円滑な事業実施を図るうえから適当でない。

その理由は

① 民間を含めた林業経営の実態をみるに、土地の管理と切り離して経営しているのは極めて例外的であつて、土地と立木とが一体的に管理経営されているのが一般的であり、また、植栽、保育等の管理経営と有機的な連携を保ちつつ、適切な土地の管理を行うことにより、円滑かつ合理的な事業の推進を期し得るものである。

②森林法においても、このような林業経営の実態や必要性を反映し、例えば、森林を「土地及びその上にある立木竹」と定義し、また、保安林において、立木竹の伐採等の制限と同時に土地の形質の変更にについても規制を加えるなどの規定が置かれている。このような考え方は、近時の森林法の改正において、ますます強められ、普通林の林地開発規制、森林計画の計画事項として土地の保全に関する事項等が規定されている。

③以上のような実態上の問題及び制度上の基本的な考え方は、国有林野事業においても例外たり得ず、両者を区分する考え方は採りたい。むしろ両者を一体的に管理・運営されてこそ森林の公益的機能が有機的・効率的に確保される。

また、仮に、土地の管理を国で行い、立木の管理経営を他に委ねることとする場合には、経営を行う組織、職員と、土地の管理事務を行うための国の組織、職員を、重複して整備する必要が生じ、極めて非効率であるのみならず、円滑な事業の実施を損なうこととなる。

(注9) 国有林野事業の行政と経営を分離し、経営部門は、企業性純化の立場から独立法人をもつ公企業形態によって運営すべきとのいわゆる行・経分離論についての見解は次のとおりである。

国有林野事業は森林を対象とする生産活

動を主体としており、その森林は、土地・立木竹が不可分の関係であり、それへの経済活動はもともと行政と経営とは分かちがたく一元的なものとなっている。

加えて、近年ますます森林のもつ国土保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成等の公益的機能に対する国民的要請が高まり、国有林野事業についても、これに適切に対応することが強く要請されている。

このため、企業の能率性をより重視する公社・公団方式等を採用することは適当でない。

(注10) 国会での集中質疑の決着点として、「林野庁の国有林経営姿勢に対する責任追及」の場として「決算委」での質疑を準備していたことである。つまり、国有林問題について、中林審答申を中心として、広範な質疑を尽くし、「直直拡大・雇用安定」をとりつけるには、全林野の三・二九統一ストライキを背景として、それなりの余程の舞台づくりが必要であった。三月二十八日、三〇日に予算委・決算委を予定したのはそのためである。

当時、林野庁の「業務課事件」として特捜部の捜査がおこなわれていて、これの進展状況について庁内の一部で関心がもたれていた。若林業務部長にかかわる事件と言われていた。この事件の進展によっては、長官交替期の人事にも大きく影響しかねない事件であった。国会で取り上げるとなる

と、政治的インパクトはきわめて大きい。それだけに社会党の対策特別委事務局としては、事案処理について、徹底した「組織的対処」に留意した。「マッチポンプ」といわれるような個人的対応を排除するよう努めたものである。

決算委日程を知るに及んで、林野庁内の一部では「業務課事件」ではないかとの憶測も流れていた。このような国会状況のもとで、それまで田中長官に対し、一定の距離を置き、時として対立関係にあった若林業務部長が「三・二六確認」の合意段階で、積極的に関与せざるを得なくなったのは、こうした背景が影響しているものと思われる。

(注11) 林政一般、国有林問題などの国会質疑の答弁には田中長官が一手に引き受けていた感じである。しかも、田中長官の「直直問題」についての考え方は、おれることなく、見事に一貫していた。それは、「それなりの規模を持つ民間の森林所有者のところでも、直接雇用した労力で現場作業をしている。それは、森林を扱うには必要不可欠のものだ」という言に如実に示されている。これは、森林施業論に根ざしているものだった。

本を紹介

「森林と地球環境保全」

〈「はじめに」より〉

もうほとんどの人たちの記憶から消え失せたかもしれないが、一九九七年の正月に一隻のロシア船タンカーが日本海で事故を起こし、破損した船体から大量の重油が北陸海岸に押し寄せ、きて大騒ぎになった。沿岸の人々は正月気分も覚めやらぬままに柄杓で重油をすくい上げ、バケツリレーでそれを除去し始めた。その映像を見た全国の人たちがボランティアで駆けつけ、延べ三〇万の人たちが二ヶ月以上も寒風の吹きすさぶ中でオイルの除去に努めた。

私たち人間は、目の前に迫り来る環境破壊の危機に対しては、このように立ち上ることが出来る。しかし地球温暖化のように目の前に見えない危機に対しては、いくら数字やグラフで危険の予測が伝えられても、それに対する迅速な行動は取られていない。地球環境問題はそれが問題なのである。地球環境問題は、人間の生物としての本能的反応を超えた問題のよう

である。

地球環境の形成に生物の果たしてきた役割は大きい。地球に生物が出現する前の大気中の二酸化炭素濃度は九〇%以上であり、酸素はゼロに近いものであったといわれている。光合成を行う生物が出現して以来、大気中の二酸化炭素は生物体で炭素として固定され、その多くが地中に石灰岩や石炭、石油などの化石として埋蔵されてきた。そのために大気中の二酸化炭素濃度は減少を続け、生物はそのような環境とのやり取りを通して適応進化を続け、現在の地球生命圏と生態系は形成されてきた。人類はその歴史の中に新しく登場し、ほぼ現在の地球環境に適応してきたものである。

何千万、何億年にもわたって生物が太陽エネルギーを固定し、貯蔵して、生態系から隔離されてきた化石物質を、生物の一種である人間がわずか数世代の贅沢のために使い果たそうとしている。これは地球環境が形成されてきたプロセスに逆行したものであり、その結果、大気中

藤森隆郎 著

の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度は増大し、地球生態系は狂い始めた。地球と生物の歴史の所産である現在の生態系を無視した現代人の生活のあり方に地球環境問題の本質がある。

われわれの社会は、自然からどんどん離れた方向に進んでいる。われわれはいかに現在の生態系に沿った生活様式に近づけていくかを改めて考え直さなければならず、それに伴い森林との付き合い方も考えていかなければならない。森林は地球環境の形成に大きな役割を果たしてきたし、今もそうだからである。

人類は森の中に生まれ、森とともに生きてきた。生物界の中でも、樹木・森林が炭素の吸収・貯蔵に果たしている役割は非常に大きい。また森林は循環資源である木材を提供し、水の循環など様々な環境の形成に重要な役割を果たし、多様な生物を育む命の源でもある。生態系の循環を基盤とした持続的な循環型社会の構築を考えると、森林生態系の働きと地球環境問題の関係を考えることは不可欠である。森林の扱

い方によって地球環境は良くもなり悪くもなる。

先に地球環境問題は、われわれの生物的反応を超えた問題のようだと述べた。生物は子孫を残すことを本能としているが、人間は子孫が健康な生活をしていける環境を残す本能（責任）を備えているとはいえないようである。われわれ人間が子孫を残すということは、子孫が健康な生活をしていける環境を残すということとセットでなければならなくなってきた。地球環境問題は、人間が生物的本能では対応できないところを、われわれの得てきた知識を生かして解決していかなければならないもののようにある。それは子孫のことをよく考えて生活する文化を築いていくことといえよう。

地球環境問題は環境倫理を高めるとともに、経済や社会の仕組みを通して解決していかねければならないものといえる。本書はそのことを認識しつつ、地球環境問題の緩和のために森林の働きをどれだけ生かしているかを考えるものである。そのことはわれわれが失ってきたゆとりのある健康的な生活スタイルを考え直すことにも連なる。

地球環境問題は、われわれの身の周りの生活様式を考えることとともに、国際的な取組みも必要とする。一九九七年の第三回気候変動枠組み条約締約国会議（京都会議）で承認された京都議定書で、はじめて各国が取り組むべき具体的な二酸化炭素の削減目標値が定められ、その中に森林による炭素の吸収量がカウントの対象に組み込まれた。そのことにより森林への関心

と期待の高まったことはよいことであるが、森林に関する知識と理解が不十分のままに数値の達成にのみ目が奪われると、森林の本来の働きが犠牲になる不安もある。

われわれは森林の木材生産の働きや、水土保持、生物多様性の保全などの働きを高めることを通して地球温暖化の防止をはじめとする地球環境問題に対応していくことが大切である。その中でも木材の利用を生活の中に取り込むことは、特に地域の木材を積極的に利用することは、地域社会を再生し地球環境問題の解決に向けて大きな効果をもたらすはずである。本書ではこれらのことを分かりやすく解説したい。

私はこれまでの森林の様々な働きに関する研究に従事し、地球環境問題にも携わってきた。それらを通して得てきた知識や考えを一市民としての視点から、地球環境問題の改善と持続可能な循環型社会の構築のために、様々な立場の人たちと共有できる森林との付き合いの考え方を検討し提言したい。

発行所 丸善株式会社

定価（本体二、四〇〇円＋税）

☆ 公開講座のお知らせ

日時 二〇〇四年二月一日（土）
時間 一〇時三〇分～一二時
場所 全林野会館四階会議室
テーマ 「新しい森林・林業と担い手」
講師 杉山 要氏

☆ ご意見・投稿を 待っています。

会の運営や活動を、少しでも身近なものにしたいために、会員の皆様のご意見等、また、日頃皆様を取り組まれている活動等、お寄せいただきたいと考えています。

また、季刊「国民と森林」への投稿の字数は、二〇〇〇字から三〇〇〇字、写真等可能です。

小林金三画伯への謝辞

二〇〇〇年の新春号からちょうど五年間、小林金三さんから頂戴した格調高く奥行の深い画で本誌の表紙を飾ることができました。小林さんは、北海道新聞社で四〇年近く活躍され、八三年の退社を契機に画家宣言してこの道に入られた方で、国民森林会議会員であり、札幌市手稲山麓にお住まいです。

本誌は創刊以来長年、顧問だった東山魁夷画伯の独特の画風が会誌のイメージを定着させていただけに、跡を継がれた小林さんは、最初はかなり緊張なされたと思います。今世紀の初頭を飾った表紙画は、東山画伯とは対照的に赤の色調が強い「雑木林」でした。多くの読者は驚かれたでしょうが、私も、この画を選ばれたことに、小林さんのいわば全力投球で臨むお覚悟を感じとったものです。それ以来二〇回にわたり画筆を振って戴きました。

画風は、初めの頃は具象的なものと心象的なものがほぼ半々でしたが、最近では心象的なものが多くなったようです。しかし、直截な構図と明快な色彩の画ですから、巻を手にとる読者各位に充実感と安堵感を与えたと思います。

画題は、「雑木林」「河岸段丘」「自然遊歩道」「山の里」などであり、多くは札幌周辺の身近な森林および周辺の地形でした。ところで毎号の三頁に掲げられるコラム風の「表紙の言葉」がまた秀逸で、それぞれの画に取り組まれた折の小林さんの心の風景がよく表現されています。今回改めて二〇冊の会誌を取り出し、表紙と「言葉」とを照合しながら巻を繰ってみました。

抽象的な画面からは必ずしも容易には察せられませんが、小林さんの画は、雑木林を主な構成要素とする山の自然の優しさ、すなわち「木があり流れがあり、抑制の利いた慎重深さがあった、人がそれに包まれて安らかに暮らす」ような山里が一つのモチーフになっているようです。

しかしその一方、人は自然との厳しい緊張関係の下で暮らさねばなりません。河岸段丘はその象徴で、「河が原始の大地を抉り流す力とそれに抗して残り留まった力」との双対性が如実に表現されています。小林さんはその地形に強い愛着を抱かれます。また大都市の膨張に伴い、もう満天の星を仰ぐ機会はなくなりました。小林さんは、未来を担う子供達のために処女作

半田良一

「冬」に寄せて、「せめて五分間、あらゆる夜の灯を消してあの荘厳な星たちに会わせてやりたい」と、「天の川ルネサンス」を提案されるのです。

このように毎号の画をフォローすると、小林さんの画筆と思索は、昨年の傘寿を機にいよいよ鋭さと確かさと透明さを増してきたように思われます。今後ますますお元気で念願の画業を大成されますよう、同年代の会員の一人として祈念するとともに、長年に亘り本誌のためにご高配を賜りましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

小林金三画集 申し込み先

〒二二一〇〇二二

東京都文京区大塚三二二八一七

林政研究センター内

国民森林会議

電話 〇三―三九四五―六九三二

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この3カ月〉

5~7月

◆都が森林産業創出へ「産経新聞」5月11日

低迷する東京の森林産業を活性化させようと、都は「健康」や「癒し」などをキーワードに、時代のニーズにあった新たな森林産業の創出に今年度から五カ年計画で取り組むことを決めた。都が森林産業創出に乗り出すのは初めて。

都によると国有林を除いた都内の民有林は約七十八万八千。このうち約二万を都や市区町村が所有している。新たな森林産業では「健康」や「癒し」に注目。付近の温泉や宿泊施設、医師と提携し、森林を滞在型保養地として活用することや、森林療法士を伴った森林散策旅行などを考えている。また、森林内でのカウンスリングなども想定している。

こうした森林療法は、ドイツで先駆的に実施され、動脈低血圧症や不眠症、神経症といった病気に積極的に取り入れられている。また、日本でも林野庁の調査で、森

林浴で免疫システムをつかさどるNK細胞が活性化することが報告された。

都では、今年度からセミナーや学識者による戦略会議などを開き、創業・起業を目指す企業を支援したり、連携していく。

森林産業はこれまで、木材の販売など「木を切って売る」事業が中心だったが、輸入木材の登場や木造住宅の減少などで低迷。木材価格は、平成三年には一立方尺当たり約一万二千二百円であったが、十三年には六八%下落となる約三千六百円にまで落ち込んでいる。このため、都は「これまでの方法では限界。木を切らない新しい産業を生み出す必要がある。産業が活性化すれば、その分の収入で森の管理もでき、豊かな東京の森づくりにつながる」と話している。

◆森と海の関係を探る「産経新聞」6月7日

森や川、海が連携して生み出す

自然環境への影響を科学的に調べる「森里海連環学」と名付けられた学問分野が発足した。テーマの広がりに応じて旧来の大学の講義の壁を取り払い、人材を養成して研究に当たるといふこれまでにならぬ本格的な取り組みだ。

森と海の効用が見直され、里山の保全が進められるなど時代の要請にも呼応している。新分野の研究は、昨年設立された京都大学のフィールド科学教育研究センターを拠点に展開される。森や海の豊かな恵みの波及効果が客観的な分析データで裏付けられ、説き明かされることを期待したい。

実は、この分野の発足は、国立大学の資産を有効活用するために施設を創設したのがきっかけだった。国立大学は、生物学や農学の研究用の広大な実験施設を全国各地に持っている。しかし、数年前から「もっと活用すべきだ」「水圏など地域全体の生態系をテーマにした研究が時代の要請」との声があがり、文部科学省で検討していた。この結果、北海道など実験場を持つ大学にそれぞれ一括管理するフィールド科学センターを設けた。京都大学の場合、理学部の瀬戸臨海実験所（和歌山県）や農学部演習林（京都府、和歌山県、北海道、山口県）などが統合した。

「森」と「海」の研究者が日常的に共通の実験場で研究できることの意味は予想以上に大きい。旧来の大学の講座は、専門領域の教育や研究の方法が講座独自で築きあげられ、講座の壁を越えて大規模な研究に参画することや、データの共有は難しかった。専門領域の研究は深まるが、他の領域に広がりにくい。「森を見て地球を見ず」の状態だった。

田中克・京大フィールド科学教育研究センター長は「各分野に分散されていた地球環境の研究が、

総合的な視野で果たせ、人材の養成もできる」と期待する。当面のプロジェクトとして、演習林などを拠点に、北海道、九州、日本海側、太平洋側の四地域での生態系の研究調査を行う。

こうした研究のベースになる先駆的な仕事は、地元の漁業者らですで行っていた。その一人が「森は海の恋人」運動で知られる宮城県牡蠣養殖業者、畠山重篤さん（牡蠣の森を募う会代表）。畠山さんは、牡蠣が不漁になった際、森の広葉樹と関係があるのではないかと悟った。約十五年前から植林を進め、成果を上げた。この運動は全国に広がっている。

◆今世紀末ブナ林1/10の危機「毎日新聞」6月12日

地球温暖化が進むと、二十世紀末には日本の代表的な落葉広葉樹であるブナの生育に適した土地が全国で約九割減少することが森林総合研究所の研究で分かった。九州や四国ではほぼ消滅し、世界自然遺産に登録されている白神山地のブナ原生林も現在の一割以下に後退するという。同研究所は「ブナ林は保水力が高く、多くの動植物が共存する日本の生態系の要だが、このままでは崩壊する」

と警鐘を鳴らしている。

国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、二酸化炭素などの人為的な排出が続くと二十世紀末に気温は一・四〜五・八度上昇すると予測した。同研究所は、その中間値である三・六度気温が上昇した場合を想定し、ブナ林への影響をコンピューターで計算した。

ブナ林は、標高五百〜千メートルの冷涼な山地を中心に鹿児島県から北海道にかけて分布し、日本の森林面積の一割を占めている。研究によると、生育に適した土地は現在二百六十万を誇るが、気温の上昇や上昇に伴う空気の乾燥で二十世紀末には二十三万粉まで減る。北海道で生育の適地が広がるが、本州では大幅に縮小し、九州、四国、中国地方ではほとんど姿を消す。

白神山地のブナ原生林は世界最大規模の約二万六千九百粉あるが、生育に適した場所は山頂部周辺だけとなり、やはり現在の十分の一以下に衰退することが分かった。同研究所の松井哲哉・重点支援協力員（植物生態学）はブナの生育期は四〜九月だが、温暖化が進むと、この間の気温が生育に適した温度を上回ってしまう」と話す。

◆都水源 砂漠化の危機「読売新聞」7月4日

シカに植物が食い荒らされる「食害」が、都市の住民にも身近な問題として迫ってきた。東京都民の水道水の二割をまかなう多摩川。その源流部の奥多摩山系で、ニホンジカの頭数が急増、食害により、東京ドーム十八個分に当たる八十三粉が裸山となり、一部では砂漠化が進んでいる。「森の保水力が衰え、多摩川の水量に影響する」と危機感を抱く都は、動物愛護団体の反応を気にしながらも、保護してきたシカの駆除に乗り出すことを決めた。

都内の最高峰雲取山の隣にある七ツ石山の山頂付近は、かつて高山植物の「お花畑」として知られていた。が、この十年で高山植物は消滅。代わりに、シカの食べないフキとワラビが増殖した。鹿のひづめの跡が刻まれた斜面は芝がめくられ、地肌が見え始めている。

中腹でも標高一〇〇〇粉を超えたあたりから荒廃が目立つ。高さ二〇粉前後のシギヤナラが林立するが、ヤブがないから遠くまで見通せる。木の根元の皮がはぎ取られ、おのて切り付けたような跡がある。シカが下草や樹皮を食べ尽くし、角を幹に擦りつけて磨いた

のだ。「皮を剥かれて弱った木が台風で倒れる。そこから砂漠化が始まっている」と都の担当者は語る。都によると、奥多摩地域のシカの数は一九九三年には三百八十六頭だった。これが九九年に九百八十二頭、二〇〇二年に二千五百六十頭と、九年で六・六倍に増えた。都水道局の小峰尋巳・奥多摩出張所長によると、四、五年前からは、雨が降ると、多摩川上流に土砂が流れ込むようになった。地肌がむき出しになった斜面を、雨水が走るためらしい。

都は食害対策の一環で植林を試みたが、植えた若木がシカを呼び寄せ、その若木と周囲の草木も食べられてしまった。このため、二〇〇二年度を最後に植林中止し、同年十一月からは奥多摩でのシカ猟解禁に踏み切った。しかし、狩猟は主に里山で行われるため、ほとんどのシカは、高地に逃げ、食害の範囲が広がった。

森林の保水力により、渇水期でも河川には一定の水が流れ込む。しかし裸山にはその機能はない。大雨時の土砂崩れや洪水の危険性も高まる。都は「都民の生活用水の不安を放置しておくわけにはいかない」と、今冬から来春にかけて二百頭のシカを駆除する予定だ。

アトランダム雑誌切り抜き

7~8月

◆林政・森林管理における国家と自治体の役割／野口俊邦（信州大学農学部）

（林業経済学会は四月四日東京で春季シンポジウムを開いたが、そのコメンテーターのまとめから）わが国の森林・林業は崩壊の危機にある。①間伐の遅れと伐採跡地の未植林、②林業就業者などの減少と高齢化、③林業利回りのマシナス化、④木材自給率の異常な低減、⑤山村の自然減社会化、⑥無住化集落の増大などが、人間・自然・地域という自然と社会の循環系が解体されつつある。この原因の求め方では対応策は大きく違ふ。森林・林業・地域の解体をもたらした要因、責任の主たる所在はどこかを究明することが必要。

林業基本法は、①林業総生産の増大、②林業生産性の向上、③林業従事者の経済的社会的地位の向上を掲げてきたが、結果的には逆に逆になった。国の意思が直接反映する国有林でも、三大目標は実現されず破綻した。この事実は、国家の林政や森林管理の責任の重さを示しており、この責任と原因の徹底究明と政策の抜本的転換なくして解体的な状況から脱出はできない。しかし国は問題の所在を不明確にしたまま「森林・林業基本法」へ、環境重視の国際潮流に乗り、受益者国民の「参加」を呼びかけ、「多面的機能論」を取り込んで局面を転換した。

この旧法から新法の転換のなかで、木材自給率目標は外された。国の林業一般会計予算は、九八年の七五〇〇億円（一般会計予算の〇・八％）をピークに〇二年度五四〇〇億円（同〇・七％）に低下した。〇二年度の林産物輸入額は一兆一五〇〇億円で、新法の「関税率の調整、輸入の制限」に該当する状況だが、その発動はしなかった。

本シンポのテーマである地方自治体の林政が独自性・創造性・先進性を発揮しても、以上のような

国家林政からの制約を受ける。地方の努力の全事例を紹介しても、自動的に国家林政は転換しない。

地方林政論の展開は、①国家林政と地方林政の従属性と対抗性を弁別し、その限界を超える国への政策転換要求をする、②事例の積み上げでなく各地の独自性と共通性を抽出し、国と地方の関係の現段階を総括することだろう。

今回の五人の報告者は立派に任務を果たされた。しかし、日本林業・森林管理をどう再建していくか、そのために地方林政の役割あり方を総括し一般化するシンポとしては、「専門化」「特化」して全体との関連の意見が希薄化していた。「個別」への埋没では、総合化、一般化への方向の喪失を懸念する。『林業経済研究』7月号・林業経済学会

◆森林認証制度をめぐる最近の国際動向／根本昌彦（全森連調査役）
二〇〇三年六月わが国独自の森

林認証制度として「緑の循環認証会議」（SGEC）が発足、九月には全国改良普及協会と林業技術協会が審査機関として登録され、一月には日本製紙と王子製紙の社有林が最初に認証を取得した。○四年六月現在認証は三件だが、審査中のものも数件あって今後の展開が期待される。

これまでの同制度は、九三年発足の森林管理協議会（FSC）、69カ国で四一六五万枚を認証）が、わが国内でも一七件、二八万枚を認証している。またFSC認証製品の流通過程を管理するCOCも国内一六二件（世界で三二四〇社）にのぼる。この両制度とも今後の普及が期待されるが、認証が木材生産の現場から加工・流通・消費の一連の過程なかでどう機能するかが重要な視点になる。以下「認証制度の成立と展開」「制度間の差異と同質性」の項は省略）

FAOなどの報告によれば、世界で認証材の潜在的な供給可能量は三億m³に達する。しかし実際の認証材の流通は僅かに止まっている。米国の調査では、認証材については三割以上が二％程度のプレミアを払う意識があったという。またヨーロッパでは「熱帯林の破壊や生物多様性への懸念」からの

認証意識で、ヨーロッパ産材の認証には関心が低いという報告もある。ヨーロッパの認証が市場へのアピールに欠けているとも言える。関心が高い熱帯林については認証は進んでいなく、違法伐採すら起きている。いずれにしても、「持続可能な森林経営」を達成するツールとして認証制度が機能する市場環境になっていない。（認証材の需要拡大に向けて）略

森林認証制度についてわが国での今後を展望すると次の点に注意が必要だろう。

- ①今後の普及に当っては国際的な制度の流れ（議論の経過）を踏まえ後発者の利得を十分活用する。
- ②制度が複数存在するが、その成否は市場の判断に任せる。
- ③複数の制度がそれぞれの哲学・目的・運用方法など明確にして棲み分けを図る道もあろう。
- ④その場合、FSCは希少性による差別化を図る制度で、ブランド性を価格・ニッチ市場開発・企業イメージ向上などに反映。国内のFSC活動は篤林家的な優良森林経営を認証し優良性を国民に知らせていく活動が重要。
- ⑤SGECは国内全体の森林経営能力の底上げを目的にするべきだろう。森林管理を統一に行え

る主体を対象に認証をすすめることで、認証前提の流通を実現する。

⑥森林の認証に加え、消費市場において認証材利用運動を展開。その実現を後押しする国家的な制度・政策体系が必要。

⑦諸外国の認証制度との相互承認を可能にする国内森林を網羅した普及。それによって輸入材にも適用可能になって違法材の排除も可能になる。

⑧⑤の主体には管理組織・専門性・科学技術の裏づけが必要で、地域の「力量」の向上が不可欠。

⑨認証コストの低減。SGECが国の森林法制度の目的に合致し、その執行体制を強化する制度として認識されれば、認証制度に政府が財政的にも関与できよう。

⑩認証制度の普及には、政府調達や税法上の優遇政策が必要。（『紙・パルプ』8月号／日本製紙連合会）

◆日本の街路樹管理の問題点と改善方法／藤井英二郎（千葉大学造園学部教授）

街路樹の機能は街路樹を管理する行政担当者にも十分認識されていない。①街路樹があれば歩道の幅を広く使って歩く心理が働く「仕切り機能」、②ドライパーが無意識に目で追う建物や看板を遮蔽

し目の高速移動を防ぐ「遮蔽機能」、③植物がもたらす騒音の「ストレス緩和機能」などの機能があるが、それらを生かした位置・形状・樹種の選定が必要。（「根域と地上部の成長」「地上部の剪定と根系」「支柱と根系」など省略）

こうした問題の改善方法は、①街路樹設計は道路構造と一体で設計しなければならぬが、街路樹の基礎知識の不十分な担当者が安易に判断。②電柱・信号・交通標識・上下水道など道路占有許可にあたって街路樹の生育について無考慮のため街路樹の機能が発揮できない。③街路樹の苦情への対応が先行し、過剰剪定が行われ、街路樹の機能をそぐばかりか造園業者の技術低下を招いている。④支柱・根本保護板・嵩上げ植え鉢による成育の阻害。⑤住民にとって身近な街路樹の情報を公開して剪定・除草・植え替えなど広報し協力を求めるなどの対策が必要だろ

う。（『グリーンエージ』8月号／日本緑化センター）

◆「地球環境時代の新しい林政のあり方」への意見と「もう一つ別な政策提言」／関口博之（日独市民交流フォーラム代表）

（日本林業経営者協会が中心になって組織した「林業再生、夢、研究

会」が、「地球環境時代の新しい林政のあり方」を提言。それについての意見を述べたもの。関口提言は、①林野庁の解体、②国有林の環境省と地方自治体への移管、③市民参加の森林組合の創設、④直接補償支払い制度の創設、⑤森林再生エコファンドの創設、⑥エコロジー税制改革を列挙し、終章では次のように結ぶ。

「日本のリサイクル法は事業者の負担でなく住民の負担ですすめられ、大量生産・大量消費がそのまま残った。このままでは、破壊した大量生産・大量消費を維持するグローバル化の中で、地域の流通も産業も崩壊してしまつた。その反響の芽は、地域自治による循環型産業社会への指向として始められている。循環型産業社会へ転換するには「環境に悪いものには課税し、よいものには課税しない」エコロジー税制改革が必要。

これによってバイオマス発電の可能性も見える。日本の森林再生、林業再生は循環型産業社会への転換という大局的な観点から、地方分権の流れにそって流域自治、住民自治によって実施されるべきである」と。（『林経協月報』8月号、夢、研究会の提言は『林経協月報』7月号／日本林業経営者協会）

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すこしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとつて重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによつてこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる私有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2004年秋季号

第90号

■発行 2004年10月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(〒共)

(年額3,000円)